

令和7年9月犬山市議会定例議会会議録

第3号 9月8日(月曜日)

◎議事日程 第3号 令和7年9月8日午前10時開議

第1 一般質問

◎本日の会議に付した案件

日程第1 一般質問

◎出席議員(18名)

1番	丸 山 幸 治 君	10番	玉 置 幸 哉 君
2番	ヒアンキ 恵 子 君	11番	岡 覚 君
3番	増 田 修 治 君	12番	岡 村 千 里 君
4番	光 清 育 君	13番	鈴 木 伸 太 郎 君
5番	小 川 隆 広 君	14番	沼 靖 子 君
6番	島 田 亜 紀 君	15番	久 世 高 裕 君
7番	諏 訪 育 君	16番	柴 山 一 生 君
8番	小 川 清 美 君	17番	柴 田 浩 行 君
9番	畠 龍 介 君	18番	大 沢 秀 教 君

◎欠席議員(なし)

◎職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長	長谷川 敦 君	議事課長	大鹿 真 君
統括主査	神林 亜弥 君		

◎説明のため出席した者の職・氏名

市長	原 欣 伸 君	副市長	永井 恵三 君
教育長	滝 誠 君	経営部長	井出 修平 君
市民部長兼防災監	舟橋 正人 君	健康福祉部長	前田 敦 君
子ども・子育て監	兼松 光春 君	都市整備部長	武内 雅洋 君
都市整備部次長	野本 敬弘 君	経済環境部長	小池 信和 君
教育部長	中村 達司 君	消防長	大澤 満 君
企画広報課長	古田 隆行 君	総務課長	藤村 崇司 君
防災交通課長	吉野 勲 君	子ども未来課長	上原 真由美 君
子ども未来課主幹	伊藤 真弓 君	子ども未来課主幹	神林 宏之 君

都市計画課長	高木 誠太君	都市計画課主幹	一柳 佳誉君
整備課長	高橋 秀成君	土木管理課長	吉田 昌義君
環境課長	疋地 利哉君	学校教育課長	西村 岳之君
学校教育課主幹	鈴木 早智君	歴史まちづくり課長	加藤 憲夫君

午前10時00分 開議

◎議長（大沢秀教君） ただいまの出席議員は、18名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程に従いまして、会議を進めます。

日程第1 一般質問

◎議長（大沢秀教君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許可します。

4番 光清 毅議員。

◎4番（光清 毅君） おはようございます。4番、創立会の光清 毅です。議長から発言のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、3件の一般質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、件名1「S A F」再資源化の取組について。

皆さん、S A F、ご存じでしょうか。S A Fとはサステナブル アビエーション フューエルの頭文字を取ったもので、日本語では持続可能な航空燃料と訳されます。使用済みの食用油、そのほか、植物、木くずなどの原料として製造される航空再生燃料のことを言います。S A Fは石油から製造する従来の航空燃料に比べ、温室効果ガスの排出量を大幅に削減できるとされています。

欧州連合EUでは、域内で供給される航空燃料にS A Fの混合を義務づけており、2050年にはその割合を7割に引き上げるとしています。日本でも2030年までに航空燃料の10%をS A Fに置き換える目標を掲げており、今後、S A F再資源化の取組が加速することが予想されます。

そこで、要旨1、廃食用油の回収状況についてです。

最初に、当市におけるS A Fの原料となる現在の廃食用油の回収状況はどうなっているのか。そのうち、市内の小中学校や子ども未来園からの回収状況はどうなっているか、質問をいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

小池経済環境部長。

〔経済環境部長 小池君登壇〕

◎経済環境部長（小池信和君） おはようございます。ご質問にお答えいたします。

犬山市では、市内の家庭から出される廃食用油を、わん丸エコステーションや市役所環境課、各出張所で回収しています。加えて子ども未来園、小学校、中学校の給食のために使用された廃食用油も回収し、資源として売却しております。

令和6年度における廃食用油の回収量の合計は約9,300キログラム、内訳は、小中学校等から回収したものが約8,500キログラム、わん丸エコステーション等にて市民から回収したものが残り800キログラム、売却による市の歳入は約31万円となっております。

また、近年の傾向として、令和2年度から令和6年度の5年間を見ますと、回収量は、令和2年度の約1万1,000キログラムが最も多く、以降は約8,000キログラムから約1万キログラムの間で推移し、大きな変動はありません。

歳入金額については、売却単価が1キログラム当たり30円台から90円台と上下動があり、それに伴い、歳入金額も30万円台から80万円台とばらつきがある状況です。

◎議長（大沢秀教君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございました。昨年度の廃食用油の回収量が約9,300キログラムありますが、家庭からの回収量は、約800キログラムと全体の1割もない現状が分かりました。

そこで再質問をいたします。

家庭から排出される廃食用油のうち、再資源化されないものはどのくらいあるのか。また、それらはどのように処理されているのか、再質問をいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

小池経済環境部長。

[経済環境部長 小池君登壇]

◎経済環境部長（小池信和君） 再質問にお答えします。

犬山市が廃食用油として回収した量は先ほど答弁したとおりですが、資源として回収されない廃食用油の多くは、可燃ごみとして出されると思われ、数量を把握しておりませんので、参考として、国内の状況をお答えいたします。

全国油脂事業協同組合連合会の資料によると、直近のデータでは、令和3年度における一般家庭からの廃食用油発生量は約10万トン、一方で環境省の一般廃棄物処理実態調査結果によると、全国の市区町村が令和3年度に再資源化した廃食用油の量は約4,000トンであり、再資源化の割合は約4%と推計されます。

次に、廃食用油を資源としてではなく、廃棄物として排出する場合の処理方法についてですが、新聞紙に吸収させたり、凝固剤で固めたりした状態で、可燃ごみとして出していただくよう案内しております、回収後は都市美化センターで焼却処理をしております。

◎議長（大沢秀教君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございました。

再資源化されない廃食用油については、当市においても全国の市区町村と同様に、かなりの量があることが推定され、可燃ごみとして焼却処理されている状況が分かりました。今後、そういった廃食用油をいかに多く回収していくか、そして、可燃ごみを減らしていくことが求められていると考えられます。

こうした状況の中、昨年6月には、市では、廃食用油の有効活用に係る連携協定を、E.N.E.O.S株式会社など3社と締結をしております。

そこで、要旨2、廃食用油の有効活用に係る連携協定についてです。

この連携協定において、廃食用油をS A Fにリサイクルするための具体的な内容はどうなっているのか質問をいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

小池経済環境部長。

〔経済環境部長 小池君登壇〕

◎経済環境部長（小池信和君） ご質問にお答えします。

S A Fとは、冒頭、光清議員からもご案内いただきましたが、持続可能な航空燃料のことであり、従来の化石燃料由来のジェット燃料に代わる環境負荷の低い燃料とされています。

国土交通省によれば、S A Fはジェット燃料と比較して約60から80%のCO₂削減効果がある。また、航空分野ではCO₂削減に最も効果が高く、今後はS A Fの利用が不可欠とされております。

犬山市では、S A Fの原料調達、自社製造、販売までの一貫体制の構築を進めているE N E O S株式会社をはじめとする3社より、S A Fの製造に必要となる廃食用油回収のための連携についての提案を受け、この取組が循環型社会や低炭素社会の実現に寄与するものと判断したことから、令和6年5月に、先ほどご案内いただきましたが、廃食用油の有効活用に係る連携協定を締結いたしました。

この協定では、令和6年度及び令和7年度は準備期間として、犬山市が回収した廃食用油はS A F以外の原料としてリサイクルされ、令和8年度にE N E O S株式会社のS A F製造プラントが商業運転を開始した際には、E N E O S株式会社へ供給することとなっております。

商業運転の開始時期につきましては、当初は令和8年度を予定しておりましたが、S A F製造プラントの準備に時間を要しており、令和10年度以降の稼働となる見込みですが、E N E O S株式会社側の準備ができ次第、すぐに提供できるよう、回収業者との準備態勢は整っております。

◎議長（大沢秀教君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございました。当初は来年度から本格実施を予定していましたが、提携先の事情により2年ほど先に延びるという状況であることが分かりました。現在テレビのCM等でもS A Fについて放送されており、S A Fに対する関心も高まっていますが、まだまだ市民の方の認識は十分でないと思います。

そこで、要旨3、今後の「S A F」再資源化の取組についてです。

市として、地域の資源循環を促進し、市民の環境意識の向上を進めるため、S A F再資源化に関して、情報発信や啓発活動が重要と考えますが、今後、どのように取り組むのか質問をいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

小池経済環境部長。

〔経済環境部長 小池君登壇〕

◎経済環境部長（小池信和君） ご質問にお答えします。

廃食用油の再利用は、循環型社会や低炭素社会の実現に向け有効であることから、協定を

締結したE N E O S 株式会社のS A F 製造プラントが開始されるまでの間は、リサイクルを促すよう、これまでどおりごみ分別何でも百科や市ホームページなどによる呼びかけを継続してまいります。

そして、S A F 製造が稼働開始となるタイミング、このときが市民の皆さんへの意識高揚、周知の絶好の機会と考えておりますので、「犬山市が回収した廃食用油を使って、飛行機が空を飛ぶ」ということを、広報等を通じて市民の皆さんにお知らせするとともに、取組促進に必要な廃食用油回収の協力を広く呼びかけてまいります。

◎議長（大沢秀教君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございました。本格稼働までまだ少し期間ができましたので、それまで機会を捉えて、しっかりと啓発に努めてください。

再質問をいたします。

今後の廃食用油の回収方法も検討してもらいたいと考えます。さきの答弁でもありました
が、現在の各家庭からの廃食用油の回収方法は、わん丸エコストーションや市役所、各出張所などへ決まった時間内に持ち込まなければなりません。この回収先を提携先のE N E O S サービスステーションやスーパーマーケットなど、拡大させることを提案いたしますが、市の考えをお答えください。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

小池経済環境部長。

〔経済環境部長 小池君登壇〕

◎経済環境部長（小池信和君） 再質問にお答えいたします。

現在、古紙やアルミ缶、ペットボトル等につきましては、スーパー等の民間企業等においても自発的に回収が行われております。廃食用油につきましても、全国において民間企業が主体となって回収している事例がございます。

新聞報道等によれば、国内初となるS A F の量産プラントが商用稼働を開始したのは、本年、令和7年4月からとなっており、S A F の具体的な取組は始まったばかりです。

犬山市が協定を締結したE N E O S 株式会社では、現在稼働に向けた準備が進められており、今後、S A F への関心は社会全体で高まっていくことと予想しております。

現時点では、市において、廃食用油の回収方法を変更する予定はありませんが、国内におけるS A F への関心の高まりとともに、スーパーなどの店舗、航空会社、石油元売り企業等による自発的な廃食用油回収の取組が今後拡大していくことが予想されますので、市としては、民間企業等による活動を注視しながら、廃食用油の再利用が促進されるよう、周知啓発に努めてまいります。

◎議長（大沢秀教君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございました。市では現在のところ、廃食用油の再利用が促進されるように、まずは周知啓発に努めていくとのことです。市民にとっては、廃食用油の回収に当たって、買物のついでに油を持っていくといった手軽にできることが重要ではないでしょうか。そのため、今後の本格実施に合わせて、回収拠点の新規設置の検討が必要であることを再度指摘させていただきます。

「家で使った油で飛行機が飛ぶ。」 S A F の再資源化の取組は、環境問題を家庭で話し合ういい機会になると思います。多くの市民が参加しやすいリサイクルシステムを構築し、市民一人一人が脱炭素に貢献できることを実感し、脱炭素・資源循環型社会の実現に取り組んでもらうことを期待して、次の質問に移ります。

件名 2、コミュニティバスの利用促進について。

コミュニティバスの利用促進については、高齢者を中心利用者の方から意見を聞く機会が多く、過去に 2 回ほど一般質問をさせてもらいました。現在、次のバスの運行再編に向けて、地域公共交通会議において議論が進められていることは承知しております。

そこで、要旨 1、コミュニティバス運行に関する検討状況についてです。

地域公共交通会議では、コミュニティバスの運行再編に向けて、どのような議論が進められているのか。また、今後の会議の予定についてはどうなっているのか、質問いたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

[市民部長兼防災監 舟橋君登壇]

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） ご質問にお答えします。

令和 8 年 12 月の再編に向けて、今年度に開催する地域公共交通会議にて、路線やダイヤなどの再編案を検討いたします。6 月 20 日に開催した今年度第 1 回の会議では、再編全体の方針について協議を行いました。

協議の結果、現行の路線を基本として、運賃やダイヤの調整を行い、利便性の向上を図るとの方針を確認しました。

そして、この方針を基に検討すべき内容として、3 つの柱を設定しています。

1 つ目は、運賃等の見直しです。料金区分やバス券の割引年齢といった運賃関係について検討します。

2 つ目は、商業施設等との連携強化です。商業施設へのバスの乗り入れや、バス利用による特典について検討します。

3 つ目は、各地域での課題等の解消です。地元要望やアンケート結果などから把握している楽田西部線の朝の便の復活や、県道一宮犬山線沿いの梅坪にある病院などへの路線新設など、課題の解消について検討します。

次回の会議は 10 月 3 日に予定しており、そこでは 3 つの柱の内容について協議する予定です。その後、12 月と 3 月の会議で、路線やダイヤなどの案を協議し、令和 8 年 6 月の会議で、最終的な運行計画案について決定したいと考えています。

◎議長（大沢秀教君） 光清議員。

◎4 番（光清 毅君） 答弁ありがとうございました。地域公共交通会議では、現行の路線を基本として、運賃やダイヤの調整を行い、利便性の向上を図るとの方針の下、3 つの柱を検討していることが分かりました。

また、来年の 6 月の会議で、最終的な運行計画案の決定が予定されていますので、今議会では、その 3 つの柱の 1 つである商業施設等との連携強化について質問をさせていただきます。

そこで、要旨2、コミュニティバスの商業施設等への乗入れについてです。

令和6年の2月定例議会で、バス利用者の安全性と利便性を図るため、具体的な例を挙げて、商業施設敷地内にバス停留所を設置することを提案させてもらいました。

それに対して、商業施設等への乗入れについては、メリット・デメリットがあり、施設ごとに判断する必要があり、次回の再編に向けて、利用者の意見を聞き研究していくとの答弁がありました。

そこで、商業施設等へのコミュニティバスの乗入れについては、どのように進めているのか、現在の状況を質問いたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 舟橋君登壇〕

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） ご質問にお答えします。

商業施設等への乗入れについては、市民ニーズを把握するためのアンケート結果などを参考に、候補となる施設を挙げ、個別に商業施設等と協議しています。協議に当たっては、実際に運行事業者がバスを敷地内で走行させ、安全性を確認します。

現在、3つの商業施設と乗入れの交渉を進めているところで、10月3日の地域公共交通会議で協議する予定です。

◎議長（大沢秀教君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございました。現在、3つの商業施設とバスの乗入れについて交渉を進めているということで、感謝申し上げます。バスの施設内への乗入れが実現することにより、利用者の利便性がさらに高まることを期待しています。

ここで再質問をいたします。

新病棟の建設工事が始まった総合犬山中央病院へのバス乗入れについても、以前質問に対して、改築の計画に合わせて、利便性維持向上に向け、調整を図っていくとのことでしたが、どのように進めているのか、再質問いたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 舟橋君登壇〕

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） 再質問にお答えします。

平成30年度の再編時から、総合犬山中央病院へのバスの乗入れをしています。全てのバスの結節地点となっており、今後も乗入れを継続する方針です。

工事期間中については、バス利用者の安全を確保しながら、工期ごとに停留所の位置や運行ルートを変更し、対応していく予定です。

最終的には南側に新設する建物の正面玄関付近のひさしのある場所にバス停を設置する方向で調整しています。

◎議長（大沢秀教君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございました。最終的に建物のひさしがある場所にバス停を設置する方向で調整していることで、安心しました。これによって病院に行く人

や路線の乗換えをする人が、雨天時でも、傘なしでバスに乗降車できるようになり、大変助かります。

総合犬山中央病院はコミュニティバスの結節地点にもなっていますので、将来はバス停の近くに電光掲示板などを設置して、さらに利用者の利便性を向上してもらうことを期待いたします。

それでは、要旨3、コミュニティバス利用者優待制度についてです。

コミュニティバスの利用促進のため、令和5年の9月定例議会において、バス利用者への特典付与事業についても提案をさせていただきました。これに対して、再編後のバスの利用状況を見ながら、事業実施の可否などについて、犬山商工会議所との相談を含め研究していくことでした。

既にバスの利用者に対しては、デジタル乗車券利用者に限って優待制度を実施していることは承知していますが、その現状はどうなっているか質問いたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 舟橋君登壇〕

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） ご質問にお答えします。

令和6年2月に策定した犬山市地域公共交通計画にて、公共交通の利用促進を図るために、商業・観光施設と連携した公共交通利用者特典の提供を実施事業として位置づけています。

その一環として、わん丸君バスでは新たな利用者層の獲得と利用促進を目的に、令和7年3月から購入特典付きのデジタルチケットの販売を始めました。

デジタルチケットの販売に合わせ、商工会議所に相談の上、まずはバス停近くのスーパーに打診し、購入特典として、商業施設で利用できる買物券や粗品を提供しています。

デジタルチケットの販売実績としては、令和7年3月から7月までの期間で25件の販売があり、そのうち特典の利用は1件でした。

◎議長（大沢秀教君） 光清議員。

◎4番（光清毅君） 答弁ありがとうございました。デジタルチケットの販売実績が今年の3月からの累計で25件であり、特典の利用は1件とのことです。まだまだ利用者が少ないのでしょうか。

この状況を踏まえて再質問をいたします。

デジタル乗車券だけでなく、従来の紙の乗車券利用者も優待を受けるようにできないのか。

また、優待利用ができる施設を増やすことを検討できないのか、再質問いたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 舟橋君登壇〕

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） 再質問にお答えします。

紙の乗車券に特典を付与することについては、令和8年度中の実施に向けて検討しています。

また、特典が利用できる施設を増やすことについても、合わせて検討していきます。

◎議長（大沢秀教君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございました。紙の乗車券利用者にも特典を付与すること、優待利用ができる施設を増やすこと、それぞれ前向きに検討するという答弁で、今後の利用者優待制度の拡充を大いに期待しております。

言うまでもなく利用者優待制度を進めることで、幾つかの効果が期待されます。バス利用者にとっては特典付与や買物割引を受けることができ楽しみができますし、協力する商業施設では、新規顧客の獲得により、売上げの増加が見込めます。また、バス利用者が増加することにより、運賃収入の増加が見込め、収支率の改善につながります。

こうした効果を実現し、コミュニティバスが高齢者をはじめ多くの市民の足として、これからも継続的に利用されることを期待をしまして、次の質問に移ります。

件名3、市街化区域内の低未利用地の利活用についてです。

地域の活性化を図る上で、市街化区域内の低未利用地の利活用は、不動産価値の向上にとどまらず、地域価値の向上に結びつけていく重要な視点であります。市では第6次総合計画において、土地利用の考え方を示しており、市街化区域内の低未利用地は、新たな活用を促進しますと明記されています。また、都市計画マスターplanでは、地域別構想において、犬山地域、羽黒地域、楽田地域において、都市的低未利用地の活用を促進する各種支援制度の運用周知を図るとしています。

言うまでもなく、市街化区域は既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のことであります。犬山市の市街化面積は平成27年時点で、1,057ヘクタールとなっていますが、まだまだ有効活用されていない低未利用地が多くあると私は認識しております。

そこで、最初に、要旨1、低未利用地の現況についてです。

市では、市街化区域内の低未利用地の現況をどのように把握しているのか。また、その低未利用地の地権者の意向はどのように把握しているのか、質問をいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

ここで言う低未利用地は、市街化区域内の公共用地を除く平面駐車場、資材置場等の建物がない土地のほか、農地や山林などの都市的な利活用がされていない土地を総称したものですが、これらの土地については、都市計画法に基づく基礎調査の一つとして、土地利用に関する現況調査において、5年ごとに把握しています。

この調査において、市街化区域内の低未利用地の面積としては、平成30年度が約158ヘクタール、令和5年度が約144ヘクタールと、約14ヘクタールが減少しており、主な減少要因としては、開発に伴う住宅用地や道路用地の増加となっています。

また、地権者の意向については、平成29年度に市街化区域内の低未利用地がまとまっている10の地区を抽出し、その区域内の土地所有者のほか、500平方メートル以上の農地が一団となっている生産緑地の土地所有者を対象にアンケート調査を実施しました。

結果としては、約6割の土地所有者から回答があり、現状の土地利用としては約53%が「農地」、約30%が「駐車場、空き地、資材置場」として利用しています。

今後の土地利用意向については、回答者の約67%が「今と違う形での活用、売却、賃貸したい」、約30%が「現状のままとしたい」となっています。

一方、生産緑地については、約56%が「続けたい」と回答し、約30%が「全部または一部を解除したい」となっています。

◎議長（大沢秀教君） 光清議員。

◎4番（光清毅君） 答弁ありがとうございました。市街化区域内の低未利用地は減少していますが、令和5年度で約144ヘクタールあり、これはバンテリンドームナゴヤの約30個分に相当します。また、回答した地権者の約67%の方が新たな活用を望んでいることが分かりました。

ここで再質問をいたします。

市街化区域内には、農地や森林のうち、良好な生活環境の確保に役立つものとして、市町村が指定した土地、いわゆる生産緑地があります。この制度は都市部における農地の持つ緑地機能、保水機能、災害時の避難場所としての機能に着目し、計画的に農地を保全することを目的としております。

そこで、当市における生産緑地の現況はどうなっているのか、再質問いたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

武内都市整備部長。

[都市整備部長 武内君登壇]

◎都市整備部長（武内雅洋君） 再質問にお答えします。

市内にある生産緑地の現況については、令和6年12月時点で約15.4ヘクタールとなっており、このうち30年間の営農義務を終えた生産緑地は約14ヘクタールとなります。

この30年が経過した生産緑地については、令和4年12月4日を基準日として、さらに10年間、同様の制度を継続できる特定生産緑地に指定することができるため、土地所有者の申出に基づき、約12.6ヘクタールを指定しています。

これらの現況を踏まえると、約14ヘクタールの生産緑地は適正に保全を図る一方で、30年を経過し、特定生産緑地に指定されていない約1.4ヘクタールの生産緑地については、宅地化などの活用が見込めるものと考えられます。

◎議長（大沢秀教君） 光清議員。

◎4番（光清毅君） 答弁ありがとうございました。生産緑地の中でも、特定生産緑地に指定されていない約1.4ヘクタールは、今後の利活用ができることが分かりました。

それでは、要旨2、低未利用地の利活用に当たっての課題についてです。

低未利用地といつても、地区によって状況はそれぞれ違います。そのため、低未利用地の利活用に当たっては、個々の地区の現況を把握した上で、課題を整理することが必要と考えます。以前にそういった課題地区の調査を実施したと聞いておりますが、その調査を踏まえて、市では利活用に当たっての課題をどのように捉えているのか質問いたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

低未利用地の課題については、平成29年度に低未利用地がまとまっている10の地区で調査を実施し、評価しておりますので、その地区的例を踏まえてお答えをさせていただきます。

当該地区は、低未利用地のまとまりや規模、公園や鉄道駅との距離、生産緑地などの有無などを類型化し、一団の面積、接道の状況、用途地域、地元要望の状況、権利関係を整理した上で、上野で2地区、羽黒で2地区、楽田で6地区を抽出しています。

課題としては、接道していない土地がある、無秩序な土地利用が進み、土地が点在している、生産緑地の占める割合が高く、土地利用上の制限があるほか、一般的なものとしては、関係者が多くなり、権利関係が複雑になっているなどが挙げられます。

このように様々な要因がありますが、市としては、これらの低未利用地の調査のほか、低未利用地の土地所有者アンケートを平成30年に実施しており、利活用の支障となることとして、回答者の約35%が、「接道条件がよくない」と答え、割合で最も多くを占めていたことから、接道していない、道路が狭いなど、地理的な条件が大きな要因であると捉えています。

◎議長（大沢秀教君） 光清議員。

◎4番（光清毅君） 答弁ありがとうございました。市内で10地区を課題地区として抽出して、そのうち6地区が楽田地区のことです。近年、楽田地区では、駅周辺を中心に宅地開発が進んでいますが、今後、抽出地区の課題が解消されれば、新たなまちづくりが進むことが期待されます。そして、やはり低未利用地の多くは、権利関係が複雑であったり、小規模で点在しているなどのほか、接道条件が悪いことが大きな原因であることが改めて認識いたしました。

そこで、要旨3、今後の低未利用地の利活用についてです。

今まで市では、低未利用地の利活用を進めるため、どのように取り組んできたのか。今後はさらなる低未利用地利活用のため、どのような方針で進めていくのか、質問いたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

課題の主な要因を捉えている鉄道に関する取組としましては、令和2年度には、接道条件が厳しい場所など、一定の条件を満たす宅地開発事業を行う場合に、その開発事業者に対して、道路の新設または拡幅する費用に助成を行う宅地開発補助金を創設しました。こちらは1件の事業に対して補助金を交付しています。

また、令和4年度には、他人の敷地に囲まれているなどで、未接道となっている土地について、宅建協会北尾張支部と連携して、所有者や周辺の居住者などの相談対応、解決策の提案などを行う未接道地コーディネーター派遣事業を開始しており、合意形成には至っていませんが、2地区で取り組んだ実績があります。

このほか、道路幅員が4メートル未満となる道路については、道路幅員が4メートルとな

る部分の後退用地への非課税措置が受けられるなど、狭隘道路の解消を促進する道路後退に係る届出制度があり、集計開始以降、1,361件の届出実績があります。

このほか、国の制度として、土地が狭い、形が悪いなど売却がしづらい土地の流動性を高めるため、一定の条件を満たす低未利用地の土地を売却したときの長期譲渡所得から100万円の控除する特例措置も設けられており、市内でも毎年1～2件程度の利用があります。低未利用地が解消した地区について、そのほとんどが自然発的に宅地化が進んでいるケースであります。

今後、市としましては、道路整備や税制優遇、コーディネートといった既存の取組を継続しつつ、その効果や全国での事例などを踏まえて見直しを行うなど、少しでも低未利用地の解消につながるような誘導施策を研究していきたいと考えています。

◎議長（大沢秀教君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございました。市では低未利用地の利活用のため、宅地開発補助金の創設や、未接道地コーディネーターの派遣事業などを実施してきていますが、それぞれ1件とゼロ件と実績は少なく、なかなか低未利用地の解消が難しいことが分かります。

ここで再質問をいたします。

低未利用地が利活用されるためには、やはりその土地に公道が接続することが必要不可欠であります。接道条件について、市として道路を整備するなど、積極的に関与する考えはないのか、再質問いたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） 再質問にお答えします。

特定の土地を接道させることを目的に道路を整備することは、道路整備の妥当性や公共性の観点で難しいので、接道要件について市として積極的に関与することはありません。

ただし、狭隘な道路に古くから住宅の立ち並ぶ地区については、既に建物等の道路後退が一定程度進んでいる路線や、地区の交通安全や防災上の懸念のある地区などでは、地元の要望などにより、道路確保を行うことは市として既に取り組んでおり、結果として低未利用地の解消につながっています。

このほか、行政が関与できるものとして、地区計画など都市計画制度の活用、土地の有効活用を目的に、複数の地権者が共同して行う土地の交換分合や小規模な区画整理などがありますが、これらについて行政が支援している事例もあるため、地域の特性に応じた関わり方について継続的に研究してまいります。

◎議長（大沢秀教君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございました。現在のところ、市が低未利用地である特定の土地のために道路を整備することは、妥当性や公共性の観点から難しいとの答弁でありました。

私も特定の土地だけに接道要件を満たすための道路を整備することは、現状では難しいこ

とは理解いたします。しかしながら、地域の発展のためには、市が関わる案件があれば検討したらどうでしょうか。

例えば、楽田地区の課題抽出地区の一つに、市営住宅に隣接する低未利用地があります。こうした地区では将来、市営住宅がその役割を終えたとき、その跡地と一緒に活用し、低未利用地の利活用をすることができないか検討したらどうでしょうか。

楽田地区の市街化区域内に残された幾つかの低未利用地については、私も地域を代表する者として、現場の状況を踏まえ、関係者の皆さんと一緒に利活用を考えていきたいと思います。

そして、楽田地区だけでなく、市内全域で市街化区域内の低未利用地が住宅や店舗などに利活用されることにより、多くの人に住んでもらい、活力のある優しく元気なまちづくりが進むことを願い、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（大沢秀教君） 4番 光清 毅議員の質問は終わりました。

議事の進行上、午前10時55分まで休憩いたします。

午前10時47分 休憩

再開

午前10時55分 開議

◎議長（大沢秀教君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

議員各位に申し上げます。10番 玉置幸哉議員から、一般質問に関連する資料を配付する旨、申出がありましたので、これを許可いたしました。

10番 玉置幸哉議員。

◎10番（玉置幸哉君） 10番、創立会、玉置幸哉です。事前に通告した3件の一般質問について、順次行っていきたいと思います。

件名1、投票についてあります。

要旨1、現状の期日前投票率と当日の投票率についてあります。

前回、先日行われた参議院選挙においては、投票率が60%を超えていくということで、非常に高かったなど。市民や国民の意識も関心も高かった選挙だなというふうに思っておりま

す。

そういう中で、直近の期日前投票と当日の投票率を、まずはお尋ねをします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

今年7月に執行された参議院議員通常選挙での犬山市における全体の投票率は62.16%で、前回令和4年の参議院議員通常選挙から6.26%増加しました。

また、期日前投票の投票率は26.92%で、当日の投票率は34.93%という結果になりました。

◎議長（大沢秀教君） 玉置議員。

◎10番（玉置幸哉君） 答弁ありがとうございます。我々の前回の統一地方選挙が50%を割るということで、今回の数字を見ると本当に関心度が高いと投票率上がるんだなと、改めて感じるわけであります。そういった中でも、当日投票と期日前投票の投票率が大分近づいてきているなと。

期日前投票、今回の参議院選挙でいくと、7月の4日から19日ということで16日間で長かったんですね。犬山市としても期日前投票は、多分平成18年ぐらいかな、国の法律改正があってやれるようになってからということで、もうかなりの期間、やっぱりやってきているので、市民の皆さんにもこの期日前投票というのがすごく投票しやすい一助になっているのかなというようなところは今の答弁でも感じられました。

ここで要旨2つ目なんですけども、当日の時間帯別の投票が、多分投票率を出すにおいて仕切られていると思うんですけども、その時間帯別の投票率を教えていただきたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

当日に投票した有権者数は2万610人、当日有権者投票率は34.93%です。

選挙当日の速報値による時間帯別の内訳ですが、大きく朝昼晩と分けて説明させていただきます。

午前7時から午後0時30分までに投票した有権者数は1万1,130人で、当日投票した有権者の54.00%、午後0時半から午後6時までに投票した有権者数は6,860人で、当日投票した有権者数の33.29%、午後6時から午後8時までに投票した有権者数は2,620人で、当日投票した有権者数の12.71%を占めています。

◎議長（大沢秀教君） 玉置議員。

◎10番（玉置幸哉君） 答弁ありがとうございます。当日投票した2万610人のうち、午前中ですね、朝からお昼までに投票したのが54%、半数ちょっとぐらいあると。一方で、午後6時から8時、夜の時間帯というところは12.71%、今回の参議院選挙、これ真夏にやったもんですから、何となくその涼しくなってから行かれた方もいるのかなということで、事前のヒアリングの中で、衆議院選挙のときどうだったっていうようなことを確認したところ、実はこれ、8%ということで10%を切っていたわけで、そういうて考えると、その時間帯の部分というのが私はどうなのかなということで、要旨3番目の投票時間の短縮についてというところに入ってまいりたいと思います。

皆さんも分かっているというふうに思っておりますが、全国的にも、この投票時間の短縮というのが進んでいます。今回いろいろ調べまして、読売新聞のオンライン2024年の12月13日の記事によると、高齢化社会の進行などで遅い時間に投票に行く人が減っている。プラス、立会人との職員の長時間拘束するのが非常に難しくなってきているんではないかと。公職選挙法でも一定の条件を満たせば、この時間、繰り上げることは認めるということになってお

ります。

また、昨年10月27日に投開票された衆議院選挙では、全国の投票所の約4割が終了時間を繰り上げている。栃木県では全国で唯一、全ての市町村が投開票時間を短縮し、11月17日に行われた栃木県の県知事選挙でも同様の対応を行っているということが記事として書いてありました。

職員は投票所が開く7時にはもう出勤されているわけですよね。遅い人は、開票が終わった後、下手をすると深夜12時過ぎてまで仕事をしている方が見える。そうすると、17時間労働ぐらいになってしまうんではないかな。

今回は参議院選挙は3連休でしたので、翌日が休日ということもありましたが、常日頃の選挙を考えると、日曜日、翌日が月曜日ということになりますので、翌日に代休などを取れない場合は、翌朝も通常の業務がありますので、非常に長い時間帯の業務が短い夜のお休みで続けられているというところを私は鑑みまして、職員の働き方改革も鑑み、投票時間の短縮を提案します。投票時間が2時間短くなれば、開票時間も繰り上げができるんで、職員の終わる時間というのも短くなるでしょうし、立会人していただいている皆さんのお拘束時間も短くなるのではないかということも鑑みて、私は提案したいと思いますが、当局のお考えをお願いします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

投票所の開閉時間については、公職選挙法第40条で規定されており、閉鎖時刻の繰上げについては、特別な事情のある場合に限り、4時間以内の範囲で行うことが可能です。全国で閉鎖時刻を繰上げしている投票所数については、総務省の投票所開閉時刻の繰上げ・繰下げ投票所数調べによりますと、令和6年に執行された衆議院議員総選挙において、全国4万5,429投票所のうち、1万7,714投票所、約39%の投票所で、閉鎖時刻の繰上げが行われています。

愛知県では1,636投票所のうち65投票所で閉鎖時刻を繰り上げていますが、開票時刻までの移動時間を考慮する必要のある山間部や離島などの投票所のみであり、全域で閉鎖時刻の繰上げを行っている市町村はありません。

議員がおっしゃるとおり、投票所の閉鎖時刻を繰上げし、投票時間を短縮することで、投票立会人や投票管理者、事務従事者の負担は軽減されますが、一方で、投票時間を短縮することは、有権者の投票機会を奪うことにもなりかねないため、地域の実情や時間帯別の投票率等を十分精査した上で、慎重に検討していく必要があると考えています。

◎議長（大沢秀教君） 玉置議員。

◎10番（玉置幸哉君） 答弁ありがとうございます。最後のところが肝だと思うんですね。やっぱり有権者の投票機会を奪ってしまうではないかと。ただ、答弁の中にありましたし、私も述べさせていただいたんですけど、全国ではもう4割近くの投票所が、もうこういった形、時間短縮が進んでると。僕はこれはやっぱり職員の働き方改革が大きいんじゃないかな

というふうに思っています。

先にも述べましたとおり、やっぱり期日前投票を長くしっかり市民の方にやっていただくように進めてきたわけで、やっぱりそれが大分定着をしてきていると。夜の時間帯が、先ほど衆議院選挙で8%だったということで、1桁台にもなってきていますので、そういうところを様々やっぱり考えながら、これは犬山市だけで進めるというよりも、愛知県の選挙管理委員会ともしっかり議論をしながら、私は進めなければいけない課題なのかなというふうに思っておりますので、また中村県議とも相談しながら進めていきたいというふうに思っております。

それでは、続いて、件名2であります。高温が市民生活に及ぼす影響についてということで、昨日も暑かったです。台風が過ぎ去って、台風が過ぎた頃ちょっと涼しいなど。昨日僕は早朝ソフトボールを河川敷でやっていたんですから、6時ぐらいはすごく涼しかったんですよ。やっぱり台風が行き過ぎて、これは秋の気配なのかなと思ったら、午前10時ぐらいを過ぎた頃からどんどん気温が上がっていき、もう体感温度本当に40度に迫っちゃうんじゃないかなというぐらいの高温を感じていました。

今回、同じ会派の増田議員もそのエアコンについてということで一般質問されておりますが、この異常な暑さがあるもんですから、皆さんのお宅も多分、朝から晩までエアコンをつけて放しにされていると思うんですね。私の家でもそうなんですけど、そうすると電気代の負担というのはとんでもないなと。米や野菜の収穫もこれ多分大きな影響があって、今後、野菜とか米が上がっていくんじやないかなというふうにも想像はできます。

だから、件名3の問題も、実はこの高温の市民生活に及ぼす影響というところにもなるんですけども、まず、この2件目では、要旨1番としまして、高温時の子ども未来園の保育についてまずお伺いをします。

私も孫を羽黒南子ども未来園へ通園をさせておりますので、結構な割合で朝お邪魔しているわけなんです。園庭には簡易テントを張って、サンシェードを利用して日陰を多くつくって、一生懸命対応されているなというのは感じています。ただ、昨今の暑さは異常で、今まで大丈夫だったなと思うような時間帯でも、実は危ないねという感じを受けると思うんです。

プールの時間帯や水遊びなどやらせているときもあると思うんですけども、プールも老朽化して、既存のプールが壊れちゃって、そこの中にビニールプールみたいな小っちゃいのを入れながらプールをやってたりとか、例えば部屋の中の保育室のエアコンもかなり古くて、実はガムテープでベタベタと張って止めてあるようなところも見受けられます。

子どもたちですので、体を動かしたいのがやっぱり常だと思うんですけど、室内での遊びにもやっぱりもう限界が来てるのかなという感じも見受けられます。

それと、今年なんかはもう6月下旬から暑くなっていて、この先の予報を聞いていて、どうも10月までこの高温が続くんじゃないかなというふうにも言われています。外で遊ばせるには危険、でも、子どもの体を動かす機会を減らすのもどうなんだろう。日々、様々な知恵と工夫で保育をされていると思いますが、まず現状の保育についてお聞かせいただきたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

兼松子ども・子育て監。

[子ども・子育て監 兼松君登壇]

◎子ども・子育て監（兼松光春君） ご質問にお答えします。

子ども未来園では熱中症計を使用し、警戒アラームが鳴った際には、戸外での活動を中止するなど、日々熱中症対策に気をつけながら保育をしております。

高温時の保育の工夫として、まずプール遊びにつきましては、近年は午前10時を過ぎた頃から、暑さが厳しくなるため、以前の午前10時頃から開始していたものを、1時間早め、午前9時頃から開始するなど、時間帯の工夫をしております。

またプール遊びのほか、シャボン玉や色水遊び、泥んこ遊び等、夏の時期ならではの楽しみたい遊びをするときには、簡易テントや遮光ネットで日陰をつくったり、スプリンクラーやホースで水を撒いたりしながら、涼しい環境を整えております。特に子ども未来園の園庭は、全園が芝生となっているため、日差しの照り返しが抑えられ、園庭で遊ぶ際にも比較的涼しく過ごせることは、芝生化のメリットとして感じております。

暑い日が続きますが、保育をする上では、一日中室内で過ごすのではなく、外遊びも必要ですので、園児たちの安全を第一に、暑さへの対応と環境の工夫をした上で、可能な限り外遊びを実施するようにしております。

◎議長（大沢秀教君） 玉置議員。

◎10番（玉置幸哉君） 答弁ありがとうございます。プールの時間帯がやっぱり10時から9時ということで、9時というと、実はもう子どもさんが登園をされてすぐになるんですよね。そうすると、もう保育士の方はばたばたですわ。登園は受け入れる、もう着替えはさせないかん、熱中症アラートこんなんで、もう今日9時からねみたいな感じにもならないかんしということで、すごく気を遣うというか、かなりこの高温時での保育というのは難しいものがあるのかなというふうにも感じましたし、また一つキーワードがあって、園庭の芝生化ということで、市民クラブの先輩の議員の皆さんたちは、これは精力的に進められて犬山市では全園やられているわけで、今後、羽黒のにじいろ保育園などが開園するときには、やっぱりこういったいいものは取り入れていただきたいなという要望を申し上げて、次の件名のほう、3件目に入ってまいりたいと思います。

3件目です。市道犬山公園小牧線の整備についてであります。

これ高温時で、1番、質問要旨は草刈りについてということで、皆さんもいろんな道路で、わあ、草よう伸びとるなというふうに、市民の皆さんからいろんな苦情等々も聞いていると思うんですけども、私もその一人でありまして、もう、毎年毎年このことは言われます。

本年6月1日から、労働安全衛生規則が改正をされて、事業者は労働者の熱中症対策を講じることが義務化をされています。道路上は照り返しもあり、その暑さ、作業をしている人でないと分かり得ませんが、それを私は暑いだろうな、危ないなということも理解した上で質問します。

5月以降、気温が高くなり、雨が降るたび、道路脇の草が伸びていきます。今年は雨が少なかったので、草の伸びがどうかなと、毎年よりちょっと抑えられるんじゃないかなというふうに思っておりましたが、例年以上にというか、今日資料もお出ししていますけども、伸

び放題であります。

資料の1番目は、羽黒の愛知県、県道の194号線、斎藤羽黒線と言われる道路なんですが、これは県道なんで、県道はもうこの草生えを抑制するために、張りコンクリートで止めて、しかもこれを見ていただくと、目地のところはゴムで止めているというように目地にもなるべく草が生えないような整備をされています。

一方、2番目、3番目、これが市道犬山公園小牧線の状況でありますて、伸び放題で、しかも歩道にまで草が入ってきてますので、歩く方や、自転車で通勤される方々は、非常にこれ困る。

3番目の写真は、横井包装さん前辺りの公園小牧線なんですが、ここは子どもの通学路で、子どもの背丈まで草が伸びているんです。そうすると車からの視認が非常に見にくい状況なので、やっぱりこういったところは危ないなというところが感じられています。

私もこの公園小牧線の横井包装周辺なんですけども、実はカラーチップを使って草生えを抑制しようということで、10年前ぐらいから活動をしてきました。それと並行に市もMKサンドという素材を使って、草生え抑制をしてやってきているんですけども、なかなかやっぱり自然の力には勝てないのが現状です。どれだけやっても草生えてきちゃうんで、これはやっぱりどうにかしなあかんなというところまで来ています。

先ほど県のほうはコンクリートで固めてというところがありました。今の例えば局地集中豪雨のことを考えると、少しでも土の部分を残していかなかんのかなと思うんですけど、日々の子どもの安全性とかを考えると、やっぱりこの張りコンは一つの対策なのかなというふうに思っています。

そんな中で、今年の公園小牧線の植樹帯の草刈り業務、やっと進んできたんですけども、私、肌感覚で例年より遅くなっているんじゃないのかなと、タイミングがですね、草を刈るタイミングが遅くなっているんじゃないかなというふうに思っています。

そこで、植樹帯の整備入札がいつされて、工事期間はいつまでなのか、また、例年と変わっている点があれば答弁をお願いします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

市道犬山公園小牧線の除草業務委託は、5月の下旬に入札が行われ、委託期間は6月上旬から12月中旬で、期間中に2回の除草を行います。昨年度は1回目の除草を7月下旬に行つたところ、9月中旬には雑草が歩道の一部を遮ってしまい、市民から苦情があったことから、今年度の1回目は少し遅らせて、8月下旬に除草するよう指示しました。

また、植樹帯の整備については、雑草の苦情が多い交差点や横断歩道付近で、今年度、来年度の2か年で視認性向上を目的としたガードパイプの設置、防草対策として張りコンクリートの施工を計画しており、今年度については、五郎丸南交差点から宮浦交差点の区間にについて行います。

◎議長（大沢秀教君） 玉置議員。

◎ 10番（玉置幸哉君） 答弁ありがとうございます。新たな対策として県と同じような形で張りコンで視認性を高めたり防草対策として、2か年で計画されてやっていくと。ただ、全面やるというのが、なかなか予算措置が難しいということが、多分危ないところから進められると思うんですけれども、それについては理解をしました。

ただ、前段の答弁のところの、やっぱり市民の苦情があつてという、そのタイミングがすごく難しいと思うんですね、草刈。というのは、夏休みの下旬ぐらいになるのかな、7月の下旬になると夏休みに入ってしまっていて、僕はもう実はその夏休み前の7月の前段のところでも、草生えがかなり激しくて、もう子どもたちが歩くのに嫌だなんていう声をよく聞いていたんです。だから、なるべく早い時期にというのは、そういう観点からでした。

ただ、昨年、その市民の方から、9月に入って草がというようなところもあるんですけども、9月もやっぱり学校が始まるところなんで、そのタイミングがすごく難しいなと。6月上旬から12月中旬でというところなので、多分11月、12月というのは、あまり草も伸びてないです。自分も草刈りする中で伸びてこないので、もうやっぱりぎゅっと詰まった、やっぱり草がもうとにかく伸び放題の時期に、できる限り、暑いんですけど、子どもたちの安全性を確保する上で、ちょっと期間をぎゅっと縮めていただけだと非常に助かるなというふうに思います。

要旨2つ目です。アスファルトの傷みについてであります。

これも暑さゆえというところもあると思うんですけども、市道、様々ありますけども、今回自分がよく通る公園小牧線についての、絞っての質問というふうにしたいんですけども、ネットなんかで調べると、アスファルトは熱には強いというふうに出ています。ただ、60度ほどで、表面温度ですね、60度ほど柔らかくなってくるというふうにあるんです。表面温度を自分も測る機械がないので測ったことはありませんけど、ネットの情報で行くと、気温30度近くでアスファルトの表面温度は50度ぐらいというふうに出てます。そうすると、今40度ぐらいだというふうに考えると、アスファルトの表面温度はもう60度を超えてしているかなというような、自分では想像をしています。

公園小牧線は、また大型車両が多く通りますんで、アスファルトが柔らかくなってしまうと、もうそこにわだちができますよね、間違いなく。現状やっぱり公園小牧線はずっと整備をされてきているんですけど、整備が終わったところと終わってないところの道路の状況を見ると、非常にひどいです。先日も全員協議会で報告がありましたが、わだちだけじゃなく、穴ぼこもしておりますんで、そういったところも、実はこれ温度なのかな、どうなのかなというのは、自分自身も少し分かりませんが、そういったところがすごく懸念します。

前の議会でも鈴木議員が公園小牧線の整備について質問されています。そういう計画には、現状のこの暑さでの道路の傷みを含めて考えられているのか。舗装にも、遮熱性のものだったり保水性のものだったり、様々素材があるというふうに思いますが、そういったところも考えられているのか。

アスファルトは暑くなると、先日も公園小牧線で車のタイヤがバーストして、事故にはならぬよかったですと思うんですけど、道に車が止まっているような状況も見てますので、市民の車の安全性、そして子どもたちのその通学路の安全確保も含めて、当局の見解をお尋

ねします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求める。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

市道犬山公園小牧線においては、大型車の往来も多く、道路舗装のわだちができていることは以前から確認をしております。道路舗装のわだちに気温が影響しているかの因果関係は分かりませんが、道路舗装の調査をしたら、舗装を支える地盤が軟弱であり、それが舗装のわだちに大きく影響していることが分かりました。

現在、舗装の整備を行っている区間につきましては、軟弱地盤を強固にするためのセメント改良や、道路舗装のわだちを防止するために、通常のアスファルトよりわだちへの耐久性のある改質アスファルトの採用をし、整備を進めております。

◎議長（大沢秀教君） 玉置議員。

◎10番（玉置幸哉君） 答弁ありがとうございます。既にわだちの原因を、アスファルトもそうかもしれないけれども、その下の部分が影響しているということで、今の改良しながら、道路舗装はやっておられるという答弁でした。

より耐久性のある改良したアスファルトも、今後やっぱり使っていくよという答弁ありましたけども、やっぱりあの公園小牧線というのは、もう犬山市の中でも僕は非常に重要な路線だというふうに思っていますし、交通量も結構多いと思います。だからこそ、ここの安全性と、やっぱり市民がより使う道路なので、凸凹ではさすがに厳しいと思いますし、安全性も確保できないというふうに思いますので、引き続き高温であったとしても、やっぱりこういった道路の安全性を確保していただくようお願いをしまして、今議会の私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

◎議長（大沢秀教君） 10番 玉置幸哉議員の質問は終わりました。

お諮りいたします。午前中の会議はこれをもって打ち切り、午後1時まで休憩いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起る〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認め、さよう決しました。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時27分 休憩

再開

午後1時00分 開議

◎議長（大沢秀教君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。

議員各位に申し上げます。8番 小川清美議員から、一般質問に関連する資料を配付する

旨、申出がありましたので、これを許可いたしました。

8番 小川清美議員。

◎8番（小川清美君） 8番、創立会、小川清美でございます。議長のお許しをいただきました3件について、順次質問をさせていただきたいと思います。よろしくお願ひをいたします。

件名1、市庁舎の免震性についてであります。

9月1日は防災の日で、9月は防災月間となっています。そして、私は毎年この時期に防災、あるいは減災について質問をさせていただいております。今回も少し専門的ですが質問をいたします。

今年3月28日、ミャンマーを震源とするマグニチュード7.7の大地震が発生し、1,000キロメートル離れたタイの首都バンコクで、中国企業が建設中だった高層ビルが倒壊し、一方で日本企業が建築中だったビルが無傷で、避難所として使われたことは記憶に新しいところです。

そして、地震大国である日本の耐震技術が世界各国から注目を集める結果となり、日本人の地震に対する意識や備えについて、海外からは絶賛されているようでございます。

さて、この市役所本庁舎は2009年に建築され、既に16年ほど経過しました。庁舎は免震構造を採用しており、地震に対してはかなり強靭な建物となっていることはご承知のとおりです。地下部分には大型免震ゴムや制震ダンパーが設置されており、いざというとき私たちの命を守ってくれます。過去においては、某企業による免震ゴム性能偽装事案があり、市庁舎は大丈夫かと、そういったことも問題となりましたが、幸いにこの庁舎では、当該製品が使用されていないということでございました。

建築後16年ということですが、この間、日本では東日本、熊本、能登といった大地震に見舞われています。中でも、東日本大震災のときは、私は庁舎で執務をしておりましたが、まるで大型客船に乗っているかのような感覚であったと記憶しております。

そこでまず、この庁舎の免震ゴムや制震ダンパーの状態は良好なのか、劣化状況はどうなっているのかお聞きをいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

市役所本庁舎は、地面の上に免震装置があり、その上に建物が乗っているため、地面の揺れが伝わりにくい構造となっております。免震装置は主に免震ゴムと制震ダンパーで成り立っています。免震ゴムは、ふだんはしっかりと建物を支え、地震が発生した際には、建物を支えながら水平方向に柔軟に変形し、地震の揺れを緩やかにします。制震ダンパーは、地震による建物への揺れに対するエネルギーを吸収し、揺れを軽減します。

令和2年10月に実施した免震装置の定期点検では、計測検査と目視による検査において、免震ゴム、制震ダンパーとともに問題なしとの結果を得ています。

◎議長（大沢秀教君） 小川清美議員。

◎8番（小川清美君） 答弁ありがとうございました。再質問させていただきます。

大型免震ゴムや制震ダンパーの通常時における点検や、地震発生後における点検対応はどう行っているのか。また、免震装置の寿命は相当長いとは聞いていますが、この庁舎の場合はどうくらいと推測され、そして建物が老朽度を増す中、免震装置の交換には数億円単位での支出が見込まれるものと思いますが、財政的な手当をどう考えるべきなお聞きをいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

[経営部長 井出君登壇]

◎経営部長（井出修平君） 再質問にお答えします。

免震装置の定期点検時期については、法的な定めはありませんが、一般社団法人日本免震構造協会が定めた独自の維持管理基準では、建物竣工後5年、10年、以後10年ごとに定められているため、直近では、市役所本庁舎竣工から10年後の令和2年10月に定期点検を実施しています。

また、一般社団法人日本免震構造協会では、震度5弱以上の地震、火災、強風、浸水などの災害を受けた場合は、応急点検を実施することを推奨しています。

本市では幸いなことに、市役所本庁舎の竣工後、震度5弱以上の災害等に見舞われることがこれまでなかったため、応急点検を実施したことはありません。

本庁舎に設置されている免震装置の耐用年数については、明確な年数はメーカーから公表されていませんが、60年経過後の状況において機能が維持できているというメーカーによる試験結果があることから、今後45年は維持できると見込んでいます。

免震装置の更新については、45年後以降を想定していますが、更新費用は、議員もおっしゃったとおり一般的に数千万円から億単位の費用が発生する可能性があり、更新費用を抑えるには、計画的な点検と適切なメンテナンスが不可欠となります。

また、定期点検を必要に応じて応急点検を行うことで、更新に向けた費用の抑制に努めてまいります。

市役所本庁舎全体の経年劣化を含め、機能維持のために必要な修繕については、この先の財政状況も勘案しながら優先順位をつけた本庁舎の修繕計画に基づき、適切に実施してまいります。

◎議長（大沢秀教君） 小川清美議員。

◎8番（小川清美君） 答弁ありがとうございました。更新までにまだ随分ありますが、庁舎本体の老朽化による改修も今後さらに必要となってきますので、適切な維持管理に努めていただきたいと思います。

それでは、次の件名に移ります。件名2、ロングラン花火について。

まず、要旨1点目、今年の状況はどうであったのかということでございます。

今年も例年のごとく、8月1日から10日まで日本ライン夏まつりロングラン花火と銘打って、毎晩8時過ぎに花火が打ち上げられました。最終日の10日は悪天候により、打上げは中止となりましたが、連日多くの方々に足を運んでいただいたと思っております。

そこで、観覧客数の本年度の状況、合わせて出店状況についてお聞きをいたします。お願

いいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

小池経済環境部長。

〔経済環境部長 小池君登壇〕

◎経済環境部長（小池信和君） ご質問にお答えします。

日本ライン夏まつりは、令和4年度より8月1日から10日までの間、10日間連続のロングラン花火という形で実施しています。各日約10分間、約300発の花火を打ち上げております。

今年度の最終日である8月10日はあいにくの天候により、残念ながら中止となりましたが、計9日間での来訪者数は約5万人となりました。

参考までに近年の来訪者数の状況ですが、昨年度、令和6年度は約5万8,000人、令和5年度は約5万2,000人となっております。1日当たりの来訪者数で比較しますと、今年度、令和7年度ですが、こちらは約5,600人、令和6年度は約5,800人、令和5年度は約5,200人となっております。

今年度は先ほど議員もご案内のとおり、1日少ない開催日数でございましたが、例年どおり多くの方が訪れ、花火を楽しんでいただきました。

また、花火に合わせて開催しております木曽川河畔のマルシェにつきましては、毎日約20店舗が出店し、木曽川河畔のにぎわい創出に寄与していただいております。

◎議長（大沢秀教君） 小川清美議員。

◎8番（小川清美君） 答弁ありがとうございました。再質問させていただきます。

そもそも過去において毎年8月10日に実施していた花火大会を数年前から取りやめた理由は、実施する1回の予算のうち、花火そのものの打上げ費用よりも多い予算が、河川への転落防止対策や、橋の上の安全対策、あるいは雑踏の警備費用などに充てられているといったことと認識しております。

そこで、費用対効果という観点からお尋ねをいたします。打上げには花火そのものの委託、花火台船の曳航委託や警備費といった経費が必要かと考えますが、1回の打上げに一体どれくらいのお金がかかっているのかということについてお聞きをしたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

小池経済環境部長。

〔経済環境部長 小池君登壇〕

◎経済環境部長（小池信和君） 再質問にお答えします。

日本ライン夏まつりが10日間連続のロングラン花火という形になる前は、8月10日を納涼花火大会として、約3,000発の打上げ花火を実施しておりました。納涼花火大会では、1日に多くの来訪者が集中して訪れる状況となり、安全面での懸念から、実施体制の構築が困難と判断した結果、令和4年度より現在の10日間開催という運営方式に変更し、分散して来訪いただくように呼びかけながら実施しております。

花火の打上げ費用についてですが、まずこの日本ライン夏まつりロングラン花火は、犬山市及び各務原市両市の観光協会、両市の商工会議所にて構成される実行委員会で構成しており、運営しており、各団体の負担金にて運営しております。

今年度は現時点で実行委員会での精算が終わっておりませんので、令和6年度の決算状況を報告いたします。

支出の主な内訳としては、花火の打上げ費用888万4,900円、会場警備費用351万7,074円、打上げ船に係る費用142万8,020円、その他、会場照明などの設営費用やチラシなどの広告に関する費用など、合計1,512万3,388円が、令和6年度のロングラン花火実施における費用となつてございます。

なお、1回当たり、1日当たり、こちらの費用は約151万円となります。

◎議長（大沢秀教君） 小川清美議員。

◎8番（小川清美君） 答弁ありがとうございます。

1回当たり150万円程度、そのうち大部分は花火の打上げにかかっているということで、理解をいたしました。年によって多少の違いはあるようですが、人出は大体5,000人から6,000人で、観覧者数は固定してきたように思います。これぐらいなら安全に開催できると思いますし、ゆったり見ることができると考えております。市民花火として定着することを期待したいと思います。

要旨の②です。ごみ対応についてでございます。

市のホームページでは、会場周辺の環境美化にご協力をお願いしますということで、1つ目として、テークアウトの飲食物は食べてから歩きましょう。2個目は、ごみのポイ捨てはやめましょう。3つ目に、私有地や立入り禁止箇所へは立ち入らないなど、会場のルールも守りましょう、こういった注意喚起がされております。しかしながら、現地にはごみが放置されている状態が見受けられます。

そこで、ごみについての対応状況をお聞きをいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

小池経済環境部長。

〔経済環境部長 小池君登壇〕

◎経済環境部長（小池信和君） ご質問にお答えします。

ロングラン花火開催に当たり、来訪者に対しては、チラシや市のホームページ、犬山観光ナビ等を通じて、環境美化に協力していただけるよう呼びかけを実施しております。また、花火に合わせて、木曽川河畔にて開催しているマルシェの出店者に対しては、会場で発生したごみは、自身の店舗分に限らず、他店舗のごみについても積極的に受け入れるよう、出店者説明会等で呼びかけており、対応をしていただいている状況でございます。

会場全体の美化活動については、毎日の花火終了後に、出店者においては、出店場所周辺のごみ拾いを、市職員及び警備員においても、可能な限りのごみの回収を行っております。

加えて、開催期間の8月1日から10日までと翌日の11日には、実行委員会からアメニティ協会に委託し、毎朝清掃を実施しております。また、今年度は悪天候により実施できませんでしたが、例年、花火最終日翌日の8月11日早朝にマルシェ出店者と、実行委員会メンバーや有志の方々とともに、会場及び周辺の清掃活動を実施しており、周辺環境の美化に努めております。

このように、来訪者の方の意識の向上や有志の方の清掃活動をはじめ、様々な形での環境

美化の取組により、かつて8月10日に納涼花火大会を実施していた頃のような膨大な量のごみが捨てられることはなくなり、会場周辺の環境は大きく改善されました。

一方で、ごみのポイ捨てがなくなったわけではありません。地域住民の皆様の暮らしへのご負担が少しでも軽減されるよう、引き続き環境改善の取組を進めてまいります。

◎議長（大沢秀教君） 小川清美議員。

◎8番（小川清美君） 答弁ありがとうございます。再質問をさせていただきます。

ごみのポイ捨てが一切なくなるということは、難しいとは思いますが、少しでも減らすということで提案をさせていただきます。ポイ捨ての一つの原因は、飲食等により発生したごみを持ち歩けないということを考えます。なので、近くに空の飲物容器などが放置してあると、ついつい自分も放置してしまうという方々が多いのではないかと思います。

もちろん最初から想定してごみ袋を持参している方も大勢いらっしゃると思います。そこで、コンビニで使われているような小型のごみ袋を希望者に無料配布してはどうかと提案します。また市庁舎もそうですが、最近のトイレに入ると、「いつもきれいにお使いいただきありがとうございます」といった逆説的な啓発を見かけますように、できればちょっとしたかわいいイラストとともに「私はごみを持って帰ります」と、こういった印刷がされているのなら、なおよいと思っております。

1万枚ほどを作成しても、びっくりするような費用はかかるないと考えますし、市単独で行うのではなく、出店されている皆様とか、観光協会、そういった団体に呼びかけたり、協賛を募ってもいいかと思いますし、ちょっととした話題性もあるのではないかと思いますが、いかがでしょうか、お尋ねをいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

小池経済環境部長。

〔経済環境部長 小池君登壇〕

◎経済環境部長（小池信和君） 再質問にお答えします。

花火開催に伴うごみの問題について、原因としましては、来訪者のモラルやマナーによるところが大きいと考えております。そのため、来訪者への啓発を今後も継続して実施するとともに、マルシェ出店者によるごみの受入れや、警備員及び市職員等の関係者による清掃活動を実施することで、会場全体の環境は保全されていくものと考えております。

議員ご提案のごみ袋の配布については、配布方法や配布後のごみ袋の回収と処分方法、さらには状況によってですが、袋によってかえってごみが増えてしまう可能性など、懸念する事項も考えられますので、現時点で実施の予定はありません。

まずは現在の取組をしっかりと継続して行いながら、花火会場周辺の美化に努めてまいります。

◎議長（大沢秀教君） 小川清美議員。

◎8番（小川清美君） 答弁ありがとうございます。提案は難しいということで理解をいたしましたが、今よりも悪化するようでしたら、また再考をお願いしたいと思います。

それでは、次の質間に移ります。件名3、景観について。

要旨1点目、城下町の高さ制限についてであります。

当市の景観条例及び景観計画では、城下町地区の高さ制限を13メートルとして誘導していますが、個人的には確固たる制限を設けるべきと考えています。

城下町地区の高さ制限については、2020年の3月議会にて、最も簡便な方法として、高度地区指定について提案をさせていただきましたが、そのときの当局答弁は、「強制力を持たせるためには、ご指摘のとおり高度地区などの都市計画決定も選択肢の一つと考えます。福祉会館の解体は大きなチャンスと思っていますので、提案の高度地区が最適なのかを含めて、城下町景観を守るために手法の検討に入れたいと考えます。」と、こういったことでございました。あれから5年以上たつわけでございます。その後の進捗状況と、今後の見通しについてお聞きをいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

武内都市整備部長。

[都市整備部長 武内君登壇]

◎都市整備部長（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

高度地区などの都市計画決定は、景観法による緩やかな制限とは違い、建築物の高さを絶対的に制限することになります。そのため、これらの都市計画を既存の市街地で決定する場合は、地域と一緒に取り組む必要があり、地域住民の意向が重要となります。このことから、令和3年度に城下町地区を対象とした景観に関するアンケート調査を実施しました。

結果としては、地域によって若干のばらつきはあるものの、「建築物の高さのルールは守られているか」の問いには、8割程度が「守られている」、「高さのルールを義務化することについて」の問いには、半数程度が「そのままよい」との回答でした。

この結果から、地域全体がさらなる規制強化を求めている状況ではない中で、高度地区の指定を進めていくことは困難と考えています。

しかしながら、城下町の景観保全は継続的に行っていくものと考えていますので、前回アンケートから5年が経過する来年度には、再度景観に関するアンケート調査を実施するなど、今後も引き続き住民からの意見集約に努めています。

◎議長（大沢秀教君） 小川清美議員。

◎8番（小川清美君） 答弁ありがとうございました。高度地区の指定は行わないということを理解はいたしますが、景観条例で言う景観計画への適合は、あくまでも努力義務、努力規定なので、たとえ城下町のど真ん中であっても、強硬な態度で来られた場合は阻止できないということを再認識していただきたいと思います。

駅東にハイタウンができました。あのときも本当に駅の周辺には、ポスターというか、ビルがざあっと張られまして、市役所へも何で許すんだというような話がありました。大変苦労した思いを持っております。

ハイタウンは、当初は18階建てで計画はされたという話ですが、いろんな中で15階になつたというような記憶でございます。

今その時代を知る職員というのは、多分あんまりいないのかなと思いますが、本当にこのきっちりした規制がないと、本当に止めれないということがありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

要旨 2、屋外広告物パトロール結果についてに移ります。

屋外広告物は、景観維持の重要な要素と考えます。当市の場合は条例を定めていないため、愛知県屋外広告物条例を適用して、事務処理が行われております。

また、城下町については屋外広告物ガイドラインを定めて、景観保持に取り組んでおられます。そうした中、市では本年 5月24日に屋外広告物パトロールが実施されました。

そこで、その結果はどうであったのか、また課題や問題点は何かお尋ねをいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

屋外広告物に対しては、毎年 9月 1日から 9月10日の屋外広告物適正化旬間に合わせ、全市的に屋外広告物の簡易除却パトロールを実施するなど、犬山市全体で景観保全に関する取組の一つとして適正化を図っています。

特に、犬山城下町においては、犬山城下町屋外広告物ガイドラインを定めて、屋外広告物パトロールとして広告物アドバイザー 2人と一緒に春と秋の年 2回、城下町を循環しています。

ご質問の 5月24日についても、パトロールの中で、屋外広告物について気になる状況などを写真に撮影し、城下町景観と調和した屋外広告物でまとまっている店舗にヒアリングを行ったり、アドバイスにより改善した部分などの確認を行いました。

また、城下町屋外広告物ガイドラインに沿っていない店舗に対しては、ガイドラインとともに、アドバイザーのコメントを添えた文書を 8月末より配布しているところです。

今回のパトロールでは、商品POPなどの屋外広告物の氾濫が見られるなど、改善が必要な店舗が幾つか見られる状況でした。

市としては、そのような商品POPの氾濫は、城下町景観の保全の課題と考えており、このような店舗に対して、引き続き屋外広告物ガイドラインの配慮事項にある「広告物の掲出総面積は畠 1枚分まで」、「商品パネル、POPなどは最低限に」の項目を理解していただく必要性があると考えています。

◎議長（大沢秀教君） 小川清美議員。

◎8番（小川清美君） 答弁ありがとうございました。再質問をさせていただきます。

商品POPの氾濫は、城下町景観の保全の課題ということでございました。こうした課題について、今後どのように取り組んでいくのか、そういった予定があるのかということをお聞きしたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） 再質問にお答えします。

課題の改善を図るためにには、これまでの活動を継続するとともに、事業者自らが広告物に対して配慮を深めてもらう必要があると考えております。したがって、パトロール活動のほ

かにも、犬山観光プロモーションの説明会で、犬山城下町屋外広告物ガイドラインを案内し、新しい店舗の方も含めて、改めて周知啓発の促進を図っています。

さらに、周知啓発を行うため、よい事例の店舗にインタビューを行い、オーナーの思いを交えて紹介する記事を年2回発行している「城下町まちなみ便り」に、写真付きで分かりやすく掲載し、改善の促進を図っています。

引き続き、これらの取組を継続することで、課題の改善を図り、城下町景観の保全を図つていきたいと考えています。

◎議長（大沢秀教君） 小川清美議員。

◎8番（小川清美君） 答弁ありがとうございました。今後も引き続き城下町景観の保全に努めていただきたいと思います。

次の要旨に移ります。要旨③眺望景観についてであります。

皆さん、ビスタラインという言葉を聞いたことがありますか。このビスタとは眺望とか展望を意味し、徳川家の祖先、松平家の菩提寺である大樹寺と岡崎城を結ぶ3キロメートルの直線をビスタラインと呼んでおります。岡崎市のホームページには「大樹寺から岡崎城を望む歴史的眺望は往時のままで、門越しに望む岡崎城は、まるで額の中の絵のようです」とあります。

そして、眺望景観保全基準として、建築物の規制が設けられています。門越しに望む岡崎城の写真を、資料①の1として、またその下には同じく岡崎市のホームページからダウンロードした高さ関係を示したものを掲載しましたので、ご参照いただきたいと思います。

ここからが本題でございます。資料②の1をご覧ください。犬山城天守閣から南を望む写真でございます。

資料②の2は、中央部を拡大表示したもので、写真中央奥に位置する少しこんもりとした山が、ご承知のとおり小牧山城を擁する小牧山でございます。

また、写真こそ掲載しておりませんが、天守閣から北を望みますと、稲葉山城、現在の岐阜城を見ることができます。歴史上、重要な2つのお城を眺望できるという犬山城は、やはりすばらしいところであると感じております。

中でも天正12年、豊臣秀吉と徳川家康、織田信雄連合軍が戦った小牧・長久手の戦いは、後の天下人である秀吉と家康が直接対決した唯一の戦いであり、当時の状況とは異なっているものの、犬山城天守閣からは、その方向と距離感を実感できる唯一の景観であると思っております。

以前、NHK大河ドラマに関する一般質問で、小牧・長久手の戦いについて触れさせていただきましたが、改めてまた確認の意味も含めまして、小牧・長久手の戦いや小牧山城について、市としてどう捉え位置づけているのか、お尋ねをしたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

小牧・長久手の戦いは、天正12年、1584年に尾張の国、現在の愛知県西部を中心として、

羽柴秀吉と織田信雄、徳川家康の間で勃発した戦いです。当初、家康は信雄の所領であった伊勢の国、現在の三重県の桑名に向かおうとしていましたが、池田恒興が犬山城を落としたことにより、伊勢に進むことができず、急遽清洲の近くまで戻った後、小牧山に入って本陣としました。

一方、秀吉は一時的に犬山城に入った後、すぐに楽田城へと兵を進め、楽田城を本陣として、小牧山の信雄、家康と対峙しました。

このように、本来は伊勢を中心として行われるはずだった戦いが犬山城の落城をきっかけとして、尾張を中心とした戦いに移行し、楽田城に秀吉方の本陣が敷かれるなど、ここ犬山の地は戦いにおいて大変重要な役割を果たしています。

小牧山城につきましては、家康の本陣が敷かれた場所であり、小牧・長久手の戦いゆかりの地の中でも、特に重要な場所であると認識しています。

当市としましては、真の天下分け目の一戦である小牧・長久手の戦いの周知を図るため、戦いの知見を深め、ゆかりの地のつながりを深め、日本国内外に発信し、人々の往来を促すことを目的として、令和3年11月に結成された小牧・長久手の戦い同盟の取組に積極的に参加するなど、様々な事業を進めているとともに、現在は令和8年の大河ドラマ豊臣兄弟に向けた取組の検討も進めているところです。

◎議長（大沢秀教君） 小川清美議員。

◎8番（小川清美君） 答弁ありがとうございました。改めてご答弁をいただいたということでおざいますが、やはり犬山城から望む小牧山は、歴史を語る上で重要な要素であり、高層建築物によって、この眺望が阻害されないようにしていかなければならないという強い気持ちを持っております。

そこで、再質問をいたします。

犬山市景観条例第9条には、「一定の視点場から眺望することにより捉えることができる景観を保全するため、特に必要があると認める区域について、眺望景観保全地区を指定することができる」という規定があります。

再度資料の②の2をご覧いただきたいと思います。

写真左手に少し高い建物が2つほど建っております。これは村田機械株式会社の立体倉庫で、高さは45.5メートルです。駅東のハイタウンが47.5メートルですので、市内で2番目に高い建築物と思います。

また、資料④として、国土地理院のG S I マップを掲載いたしましたが、図中の緑線が、犬山城と小牧山城を結ぶ線となり、その距離は約11キロメートルです。この直線に沿った形で、まずは犬山市内に眺望景観保全地区を指定すべきと提案をいたしますが、当局の考えをお聞きいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） 再質問にお答えします。

犬山城天守閣から小牧山城を望む眺望は、景観計画の中でも保全を目指すとしています。

犬山城と小牧山城の位置関係ですが、国土地理院地図の断面図によりますと、犬山城の本丸と小牧山城が建つ場所の標高はいずれも約85メートルで、ほぼ同じ高さであり、犬山城天守閣の標高は約100メートルとなります。地形的には犬山城下町から小牧山の麓まで順に低くなっています。

犬山城から小牧山城までの距離、先ほど議員からも紹介がありましたが、約11キロメートルのうち、市内の範囲は約2キロメートルで、景観計画における城下町ゾーン、木曽川河畔ゾーン、市街地ゾーンを通過していきます。

それらの中で、高層建築物が建つ可能性があるのは市街地ゾーンとなりますが、標高は約45メートルで、犬山城天守閣の高さ100メートルとは約55メートルの差があり、18階程度までの建築物であれば、眺望は阻害されないことになります。

また、令和4年度の景観計画改定時に眺望保全に配慮し、全てのゾーンに高さに関する基準を設けており、それに合致させることで、現状の景観条例の届出制度でも高さに関する指導は可能と考えます。

以上のことから、犬山城天守閣から小牧山城を望む眺望については、眺望景観保全地区の指定ではなく、現状の届出制度を活用して保全を図っていきます。

◎議長（大沢秀教君） 小川清美議員。

◎8番（小川清美君） 答弁ありがとうございました。当面は現状の届出制度を活用し、保全していくということで理解をいたしましたが、私が気にするのは山のこの裾の部分ですね、小牧山城の。あの辺がごちゃごちゃとなって、もし建物ができて、その建物の上にちゃんと山のてっぺんが見える、これでは距離感というのはつかめないと想いますので、そういうものを含めて、何か保全する手があればいいなというふうに思っております。

そういうことで、できる限り眺望を残していくという観点から、再々質問をいたします。

先ほどの資料4をご覧いただきますと、お分かりいただけるかと思いますが、実は犬山城、小牧山城のこの先ほど来出ておりますが、11キロメートルのうち約4分の3が大口町と小牧市となります。したがって、眺望景観を保持するためには、小牧市や大口町の協力が不可欠であります。

小牧市には小牧市景観条例、大口町では都市計画マスタープランにて、景観的要素を取り入れた魅力ある住環境の整備といった表現がされており、小牧市や大口町への働きかけが必要かと考えますが、いかがでしょうか。よろしくお願いをいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） 再々質問にお答えします。

犬山城天守閣から小牧山城を望む眺望は、犬山市、扶桑町、大口町、小牧市を通過していきます。先ほどの答弁のとおり、小牧山城へ向かい、標高が低くなるため、通過する他市町においては、眺望を阻害するために必要な建築物の高さが高くなり、眺望が阻害される可能性は低くなります。

しかしながら、眺望景観に限らず、広域景観を保全するためには、周辺自治体との情報共

有は必要です。既に市内の歴史的資源の周辺で計画されている建築物に対し、隣接自治体と連携することにより、計画を一部見直してもらっています。引き続き市内の景観を保全するために必要に応じ、周辺自治体と連携していきたいと考えています。

◎議長（大沢秀教君） 8番 小川清美議員の質問は終わりました。

議事の進行上、午後1時55分まで休憩いたします。

午後1時45分 休憩

再開

午後1時55分 開議

◎議長（大沢秀教君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

14番 沼 靖子議員。

◎14番（沼 靖子君） 清風会、14番、沼 靖子です。本日は、議長のお許しを得て、3件の一般質問をさせていただきます。

まず初めに、件名1でございます。教育現場における安心安全についてです。

昨今、全国で職員の不適切な行為を感じたニュースが続く中、地域でも子どもは大丈夫だろうか、うちの子の学校は大丈夫だろうかという心配が強まってきております。

日々子どもたちのために、誠実に教育活動を行っている先生方がほとんどであることは十分承知しております。だからこそ、その信頼を守って、保護者が安心できる体制をいま一度確認したいと思います。

要旨1でございます。現状について伺います。

犬山市として、各学校にどのように対応してされておるのか。市のホームページにも、取組内容が掲載されておりましたが、保護者や市民の多くは、具体的な実施状況まで把握しておりません。

そこで改めて6月に名古屋市の職員が逮捕に至った経緯を受け、県からの通知が出ていることと思いますが、犬山市ではどのような対応を行ったのか、現状をお伺いいたします。よろしくお願ひします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

複数の自治体の教員らが、自校の児童生徒を盗撮し、SNSで共有していたという事件が報道されたのは6月25日でした。その報道を受け、当教育委員会においては、翌26日に全小中学校に対して、非違行為防止・対応マニュアルに附属するチェックリスト、わいせつ関係の実施と報告を指示しています。

その報告は6月30日までに全校から報告され、報告内容について、教育委員会で全件チェックし、非違行為を行っている教職員はいないことを確認しました。

その後、愛知県教育委員会からは、7月11日に「児童生徒の安全確保及び教職員に対する信頼回復に向けた取組について」という通知が県下教育委員会宛てに発出されており、その内容は、1、愛知県教育委員会教育長からのメッセージを全教職員に紹介する。

2、県教育委員会の作成した「児童生徒の安全確保に向けた学校の取組について」という文章を参考に、学校の取組を文章にまとめ、保護者向けにその文書を発出する。

3、「自校児童生徒への盗撮行為・わいせつ行為撲滅のためのガイドライン」を参考に、全教職員に対し、特に盗撮行為、わいせつ行為防止に向けた指導を徹底する。

4、「児童生徒の安心と安全を守るためのチェックリスト」を参考に、全教職員で自己チェックに取り組む。

5、盗撮等の心配がないよう、教室やトイレ、更衣室等の定期的な点検を行うという指示であり、それらの取組結果については、8月25日までに県に対して報告するという内容でした。

その通知を受け、7月14日に市内小中学校長全員による校長会を開催し、保護者向けに発出する文書について検討を行うとともに、改めて県からの通知にある各取組を全学校で実施するよう指示いたしました。

保護者向けの文書については、7月16日付で発出しておらず、その中で、児童生徒を撮影する場合は、教職員個人が所有するスマートフォンなどの機材は原則使わないこと、教職員は、児童生徒と私的な連絡をしないことや、適切な距離を確保すること、児童生徒に対しては、教職員と個人的な連絡先を交換しないことや悩み事についての相談体制の周知を行うことを記載しています。

こうした取組を一過性のものとすることなく、今後も引き続き実施することで、児童生徒が安心して学び、成長できる環境を提供するとともに、教職員一人一人が高い倫理観を持って職務に当たるよう取り組むことで、信頼回復に努めてまいります。

◎議長（大沢秀教君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） 対応状況について理解いたしました。犬山市でも県の通知を校長会で再度改めて周知するといったように、対応に力を入れていただいていることは分かりました。

ただ、やはり保護者の最大の願いは、安心して子どもを犬山市内の学校に通わせられるということでおざいます。そのことに尽きます。

要旨2に移りますが、犬山市の教育のトップである教育長として、こうした全国的な状況、こちらをどのように認識され、こうして、今後、子どもたちの安全を確保して、保護者が安心できるような学校体制を築いていくために、どのような姿勢で臨まれるのか、改めてお示しいただきたいと思います。お願いします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

滝教育長。

[教育長 滝君登壇]

◎教育長（滝 誠君） ご指名をいただきましたので、私の方から答弁をさせていただきたいと思います。

6月の末ですか、名古屋、横浜の教員グループによる盗撮事案、わいせつ事案、これが発覚をいたしまして、警察の捜査が始まりました。先週4人目の逮捕者が出ております。今後、警察の捜査がますます進んでいくと、これ10名ほどの教員が、グループになっているようありますので、芋づる式に逮捕者が出てくるんじゃないかなというふうに思っています。

恐らくそのグループの教員はもちろんありますけれども、既に目星がついて警察の捜査が始まっていると思いますので、所属する学校の校長、あるいは市町村の教育委員会も、今、胸がどきどきとしているんじゃないかなというふうに思います。

犬山はこうした情報があればすぐにオープンにします。今のところ、学校にも教育委員会にもそうした情報は入っておりませんので、犬山市にはそんなばかな教員はいないというふうに私は信じておりますし、信じていただきたいというふうに思っています。

安心安全であるべき場所である学校、その学校で子どもたちの安心安全を守るべき立場にある教員が、守られるべき子どもたちを対象に行った、こうした行為は、もう極めて悪質、卑劣でありまして、断じて許すことはできないわけであります。

万が一、そんな人間が学校現場、教育現場に身を潜めているとするならば、一刻も早くこの世界から引きずり出して、二度とこの世界には戻ってこられないような措置を取るべきだというふうに思っています。

犬山では、令和3年3月に、こういった教員の非違行為を防止するための策として、「非違行為防止チェックシート」を作りました。また、万が一、こうした事案が発生した場合の対応策として、「非違行為防止・対応マニュアル」を作成、策定しております。

それなのに、それにもかかわらずであります。一昨年、令和5年6月に、市内の中学校で、男子職員が男子生徒に対してわいせつ行為を働くといった事案が発生してしまいました。議員の皆様方はじめ市民の皆様方には非常にご迷惑をおかけしたということで、今でも私は心を痛めているわけでありますけれども、許されないことですよね。この事件については、私は思い出したくはないんです。でも、思い出したくないということは一方で、忘れちゃ駄目だよというふうに我が身に言い聞かせている事件であります。

これだけ毎日のように全国各地で、教員による不祥事がマスコミで報道されている。いかにこういった不祥事を防止することが簡単ではないかということが分かっていただけるかというふうに思います。

大切なことは、教員一人一人が、まずは人としての倫理観を高めること、そして、教育職員である、教育公務員であるという自覚、意識、これを高めていること、これに尽くるんではないかなというふうに思っています。

そのために、犬山の学校では、まずは先生方が月に1回、職員会議が開かれますが、その折などに、先ほどのチェックシートを使って、まずは自己点検をする、そして先生方が相互に点検をする。そのチェック表を校長、教頭に提出して、校長、教頭の目でチェックをすると、そして各学校校内にポストを設置しております。これは、児童生徒はもちろんありますが、先生方もそうである。こういった行為を実際に受けた、あるいは見た、聞いた、感じた、そんなことがあれば、もうどんどんポストに投稿しろと、それを校長、教頭がチェック

をし、時と場合によっては、校長、教頭が、また場合によっては教育委員会から指導するような体制を整備しているところであります。

今の時代であります。子どもたちの頭を触れば、体罰、暴力、肩に触ればセクハラと言われかねない時代であります。私は校長先生方に、子どもが生きるか死ぬか以外には体に触れるな、極端な話であります、生きるか死ぬか以外は体に触れない、そのように先生方にはご指導いただくようにというふうにお願いがしてあります。

最後になりますけれども、先ほどの非違行為防止・対応マニュアルの中に、犬山市の教育委員会としての、そして犬山市教育委員会教育長としての私の強い思いが記してございますので、これをちょっと聞いていただいて、私の答弁を締めさせていただきたいと思います。

「学校教育は、教職員に対する信頼があつてこそ成り立つものです。その信頼を裏切るものが、教職員の非違行為です。特に、わいせつな行為は、被害者の人権を踏みにじり、子どもたちや保護者をはじめ市民の学校教育に寄せる信頼を著しく失墜させる悪質な行為であり、断じて許すわけにはいきません。

令和3年3月、ここに犬山の教育のさらなる発展のために、非違行為根絶のため、犬山市立小中学校非違行為防止・対応マニュアルを策定しました。学校からわいせつな行為を根絶するために、私たちは強い思いで行動していきます。令和3年3月 犬山市教育委員会 教育長 滝 誠」

終わります。

◎議長（大沢秀教君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） 安心につながるご答弁ありがとうございました。

子どもを学校に送り出す保護者としては、もちろんさつき教育長先生が言つていらっしゃった、学校が安全な場所であるということは、もう何よりの願いです。やはり一生懸命頑張っている先生の姿も、私たちは見ているわけで、そういう先生たちがこんなことでこんなふうに思われてしまうのは、とても心が苦しいなと思われてしまうのも、とてもこちらも心苦しい、そう思つて、地域の保護者として活動しております。

本当に教育活動に一生懸命の先生方の邪魔をしないというか、そういう風土にならないような風土をつくっていくというところに、今、安心をいたしましたので、引き続き私も子育て世代の皆さんからの声ももしあれば、すぐにお伝えしに行こうかと思っております。引き続き取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、件名2です。災害派遣職員活動報告会を受けてでございます。

先日、6月26日に、犬山市役所で能登半島震災に派遣された保健師の活動報告会が行われました。輪島市での約10か月間にわたる活動は、避難所や仮設住宅での健康の支援、豪雨災害後の対応など多岐にわたるものであります。お恥ずかしながら私は、これは現場でしか分からぬ学びだなと思って、ずっと聞いておったんですが、新たな視点を見つけました。

もちろん支援というものには、物質的な物資を届ける支援というものが一番想定できると思います。しかし、だんだんその支援も滞りなく進んでいくと、まずは被災者の声に耳を傾けて、心身の不安を解消することなんだなと、その保健師さんの話を聞いて思いました。

しかし、このような経験をされた職員の方の声が、あの報告会だけにとどまつてはもつた

いないなと思ったんです。派遣に行かれた方の知見は、災害対応に限らず、福祉や子育て、防災訓練など、市の様々な分野で生かされるべきと考えます。

それでは、要旨 1 でお尋ねします。災害派遣での業務は非常に貴重であり、大きな学びがございました。今回の報告会の内容は、市役所内でどのように情報共有され、庁内全体に生かされているのでしょうか、質問いたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 舟橋君登壇〕

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） ご質問にお答えします。

令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震における被災地支援として、石川県輪島市や珠洲市などへ延べ 51 名の職員を派遣し、これまでに代表職員による活動報告会を 3 回実施しました。

報告会には、全課から職員が出席し、緊急消防援助隊による捜索活動をはじめ、上水道給水活動、被害家屋認定調査など、現地での支援業務について報告があり、災害時の支援業務の重要性を認識するとともに、災害時における各課での業務体制の見直しにつながるきっかけとなるよう、報告内容を課内で共有しました。また、報告会終了後には、庁内で発表資料を共有しています。

さらに、健康推進課では、長期派遣した保健師が、被災地で自らも大雨災害に遭遇した被災経験を基に、課内で勉強会を実施しました。

◎議長（大沢秀教君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） ご答弁ありがとうございます。ただいまのご答弁で、庁内での情報共有については伺うことができました。私自身報告会に出て強く思ったのは、本当にもちろん市の職員の皆さん全課から出ていただいて、どうするかというところにもつなげていただくのはもちろんのことなんですが、市民の皆さんにも届くといいなと思ったのであります。避難所だったり仮設住宅での困り事や、支援する側に求められる姿勢というのは、机の上で分からぬリアルなお話がいっぱい詰まっていました。

こうした経験を市民の方と共有することは、防災意識を高めるだけでなく、いざというときの市民の行動や地域の支え合いにもつながるのではないかと思います。

そこで、要旨 2 で伺います。今回のような派遣職員の報告について、市民や地域団体にも共有できる仕組みを、機会を設けていくお考えはあるのでしょうか、質問いたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 舟橋君登壇〕

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） 再質問にお答えします。

市民向けの情報共有としては、令和 6 年 7 月に、犬山市民生委員児童委員協議会の全体研修会において、派遣職員が被災地での活動報告を行いました。

また、今年 11 月には市と災害協定を締結している一般社団法人こども女性ネット東海が実施する女性防災リーダー育成事業の講座において、派遣職員が講演を行う予定です。

被災地での支援業務は非常に貴重な経験であり、その経験を共有することは、市民が被災

地の実情を知るために効果的だと考えています。そのため、依頼をいただければ、職員の通常業務に支障のない範囲で、出前講座として、活動報告により情報共有を図ることは可能です。

◎議長（大沢秀教君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） 議長、すみません、私、先ほど要旨2と申し上げましたが、要旨1の再質問でございました。訂正いたします。

◎議長（大沢秀教君） はい、認めます。

◎14番（沼 靖子君） ありがとうございました。出前講座だったり行ってもいいよという前向きなご答弁がいただけたので、今度、羽黒小学校での防災訓練がありますが、そこで私たちの羽黒の町内会長さんたちも一生懸命になって、今、どうやる、どうするというふうに、今から回覧板が盛んに回っております。本当にそういう士気が高まっているときというのは、皆さん情報のキャッチが本当に素早いと思うので、ぜひそういう声が上がった際には、またご相談に伺わせていただきたいと思います。

それでは、要旨2に入ります。こちら傾聴についてということで、質問の要旨を挙げさせていただいたんですが、先ほどから申し上げておりますように、どうしても災害の支援となると、物資に目が行くと、物資を届けるということに意識が集中しがちだなと思います。もちろんそれも有事のときにもとても大事なんですが、今回の報告会の中で、保健師が語られたもう一つの大変な言葉、物資だけではなく、人の声も聞くことが重要だと。本当に被災者の方の夜眠れないとか、お薬が足りないとか、トイレに行きづらいとか、そういったささいであるかもしれない声は、放っておくと肺炎になったり、心不全になったり、重い病気につながったり、いわゆる災害関連死を引き起こす危険性もあります。だからこそ、その支援の中で、傾聴というものを位置づけていくかが非常に重要なと感じました。

例えば、先ほどから申し上げてますように、防災訓練で言うと、炊き出しだったり資材の扱いだったり、避難行動の確認が中心になりますが、声を聞く練習というものはあまり取り入れられておりません。例えば訓練の中で困り事を言う役と、それを聞き取る役と分かれて体験してみるだとか、あるいは子育て世代や高齢者の立場を演じて、声を出すワークをしてみるとか、そういった工夫は、実際の現場で気づく力になるのではと思いました。

改めて要旨2です。犬山市の防災訓練などにおいて、物資や避難行動の確認にプラスして、傾聴の視点を取り入れる工夫を検討できないでしょうか、質問いたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 舟橋君登壇〕

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） ご質問にお答えします。

議員のご指摘のとおり、支援には、食料や資材等の物資支援に加え、不安を抱える被災者の困り事や悩みを聞く相談対応などの心の支援も重要と考えます。

被災者が抱える課題は様々であり、これらを解決するには、一人一人の状況に合わせた支援が必要となります。個別の被災状況を把握し、その支援計画を立て、関係機関が連携して支援する仕組みを災害ケースマネジメントと言います。この災害ケースマネジメントを実践

するには、被災者の生活状況や困り事を理解するために、傾聴は必要不可欠です。

しかしながら、総合防災訓練は、市民による安否確認や避難所への避難に加え、避難所の開設など、発災時における初動対応の訓練であるのに対し、困り事や悩み事を聞き、理解する傾聴などの個々の支援は、発災後、一定時間が経過した後の対応を想定しているため、同じ訓練の中に取り入れることは現時点では考えておりません。

◎議長（大沢秀教君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） 現時点では難しいということで、次回、自治会というところで、私もどういったものがこれから必要になる支援かというものを一緒に議論できたらと思います。ありがとうございます。

今回私がちょっと傾聴というところを調べるに当たって、こちらの議員図書館のほうで、自治体向けの情報誌の中のちょうど8月号でした。傾聴力というものが特集されていました。そこで傾聴力というものをちょっとだけ抜粋したんですが、こちらは生まれつきの資質とかではなく、意識して習得して、日常業務の中で磨いていくスキルであると、そういうことが指摘されておりました。そして、その背景には、相手の心に関心を持ち、まずは主観や決めつけを脇に置いて、それに耳を、本当の本質の心の声に耳を傾ける姿勢が大切であるとまとめられておりました。

私は災害時に限らず、日頃から災害に携わる市民の方、職員の方がこうした傾聴力を養つておくということが、いざ支援になったときに大きな力になるかと思いますので、あえてワークショップだとか、そういう訓練に入れ込まなくても、そういう傾聴力は育てる秘策があるのではないかと思います。一応指摘ということで入れさせていただきました。

先ほど答弁にありました災害ケースマネジメントを進めるにしても、土台は一人一人の困り事、そちらを聞き取る力にありますので、被災者支援の最前線に立つ市民やボランティアの方がまず聞くと、そういう姿勢を持つことが災害関連死を防ぐ第一歩になるんではないかと思います。

それでは、3件目の要旨に移ります。犬山市は市民活動がとても盛んなまちです。地域で支え合ったり、助け合う文化が根づいております。地域資源も豊富にございます。

もう一つ、今回の報告会において、保健師の方がおっしゃっていた言葉、たしか部長が質問されたことだったと思うんですけど、「今、犬山市に必要なものは何ですか」と質問されていたのを記憶しております。「今、犬山に必要なものは、まだ見ぬ社会資源を発掘することかもしれません」と口にされました。私はその言葉にも強く共感を受けました。

大きな災害が起きたとき、行政の力だけでは全てをカバーするのは難しいと考えます。だからこそ、市民の皆さん方が持つ多彩な力、多様な知識を、技術、地域にある人材、そういうつながりを社会資源として発掘して、災害時の支援に結びつけるかが大切かと思っております。

そこで伺います。犬山市の豊かな市民活動や地域資源を災害時の支援につなげていくために、行政と市民が協働して取り組む仕組みづくりとして、どのように考えているのか。特に先ほどから言っています傾聴を学ぶ勉強会だったり、講演会だったり、そういうものを設ける可能性についても合わせてお考えをお聞かせください。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

[市民部長兼防災監 舟橋君登壇]

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） ご質問にお答えします。

被災者の一日も早い復旧復興には、災害ケースマネジメントは欠かすことができません。個別の支援ニーズに対応するためには、行政だけではなく、幅広い分野での連携が必要です。市では、災害ケースマネジメントに関する取組として、今年2月に一般社団法人こども女性ネット東海と共に、防災セミナー、災害ケースマネジメント「学びと実践」をフロイデで開催し、災害ケースマネジメントについて学びました。

このセミナーには、市職員のほか、社会福祉協議会、福祉施設、医療機関、行政書士、市民活動団体など幅広い分野の方に参加をいただき、各機関が連携することの重要性について確認しました。また、今週13日には、このセミナーの続編を開催します。

今回のセミナーでは、災害ケースマネジメントに関するワークショップを行い、被災者の困り事などを理解し、実際に傾聴を体験することで、より効果的な支援方法を学びます。

今後も傾聴により、被災者としっかりと向き合い、支援できる体制を整えるために、研修や勉強会を継続していきます。

加えて、セミナーに参加した企業や団体とは、さらに連携を強めるとともに、今回セミナーに参加していない企業や団体にも研修や勉強会の参加を広く呼びかけていきます。

◎議長（大沢秀教君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） そういう形で取り入れていっていただけるということで、私も防災についての勉強を深めていける機会がまた増えたと思って、そこに従事していきたいと思います。

私自身、ちょうど令和6年3月議会で、こちら犬山市に避難されてきたご家族のことを議会で取り上げました。その後も当事者の方とまたご縁がありまして、お話しする機会がありますが、やはりあれから数年たちまして、「災害が起きてすぐのときは情報も入るし、あれを準備しようこれを準備しようということってできるんだよね」とおっしゃっています。「ただそこから長いんだよね、ここからが長いんだよね」ということを、今になっては生活が少し安定してきたことで、そういうお言葉も発せられるようになったかと思うんですが、そこからの生活の方が長いと現地の人が言っていると、そういう話も聞いております。

「家屋の片づけだったり、戻るか戻らないか分からず生活や未来を考えるのが本当にしんどいよ」と教えてくれました。そういう当事者の方の声というのも、現地の方、現地の保健師の声からも聞き取ることができましたので、ここで地域資源の活用、傾聴ということを質問させていただきましたが、そういうハード面ではないソフトからの支援というのも、今後の策に入れていただきたいと思っております。

それでは、次の質問に参ります。件名3です。都市計画道路蝉屋長塚線についてです。

こちら蝉屋長塚線の議論でございますが、私、議事録を全ページ読み返しまして、平成24年以降、ほぼ毎年のように議会で取り上げておられました。議事録を振り返って、特に今、鈴木副議長が、たくさん質問されていたと拝見しました。どういった経緯で質問されていた

のかなというのも全て確認いたしました。副議長とお話しさせていただいたときに、本当に埋もれてしまわないように、何度も何度も問い合わせたんだよという先輩議員の姿がありました。本当に言い続ける、そういうことを信念に繰り返し質問されていたのだなと、議員としての責任と、それを体現するものだと感じました。議論の火を絶やさずにつないできた結果が、今のこの蝉屋長塚線の着手なんだと思いました。

そして、令和5年、市長の直後の施政方針において、「着手します」と明言されたことは、議論の一つの大きな区切りでもあり、出発点でもあるなと思います。こうした流れは、先輩議員の積み重ねと市長のリーダーシップが重なって、蝉屋長塚線がようやく稼働し始めた、本格的に動き始めたのだと市民に実感させるものだと受け止めております。

それでは、要旨1について伺います。進捗状況について。

こちら令和7年2月の建設経済委員会での答弁で、公安委員会との協議が長引いたということを私、質問いたしました。予備設計業務を繰り越すとの説明をいただいたと記憶しております。こちらの具体的な経緯と、現在の進捗状況についてお示しくださいますようお願いいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求める。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

令和6年度の道路橋梁予備設計で行っていました愛知県公安委員会との協議が年度内に完了しなかったため、予算の繰越しを行いました。今年度の道路予備設計業務では、令和6年度から継続して、愛知県公安委員会と協議を重ね、現時点では、道路構造や整備後の現道の交通形態などがおおむね決定し、今年度中に道路整備に必要な用地幅の決定を行います。

また、5月に用地測量、6月に物件調査の委託契約を締結しており、8月より現地作業に着手しました。こちらは今年度中に完了する予定です。

令和8年度からは、道路橋梁予備設計に基づき、工事の詳細な施工計画や設計図などの工事発注資料の作成を行う道路橋梁詳細設計の実施と並行して、土地所有者の方へ必要な用地のご協力のお願いに参りたいと考えています。

◎議長（大沢秀教君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） ご答弁ありがとうございました。詳細にわたって理解いたしました。こちら初めて議会の手帖に5月号ですね、載りまして、ここまで協議が進んできた中で、やはり市民の関心が高くなつたのか、ここの道路ってどこにできるのとか、この地域にどういう影響って与えられるのっていうことが、初めて私も耳にするようになったんですね。それで羽黒地域の住民の方からも、生活に直結する部分というのはどうなるのという声も聞いております。

その意味合いもありまして、住民の方に向けた説明の場だったりを、どういった形で設けるのか、説明会の開催などについてお聞かせいただければと思います。お願いします。再質問です。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求める。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） 再質問にお答えします。

説明会については、蟻屋長塚線の整備に関する関係町内会の方を対象として、2回行います。令和7年9月28日日曜日の午前中と10月1日水曜日の夕方、南部公民館にて開催を予定しています。

この説明会では、蟻屋長塚線の整備に伴い、交差する道路の利用状況や日影、騒音などの住環境に対する影響などを説明する予定です。

◎議長（大沢秀教君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） 説明会について、ありがとうございました。

こちらやはり大変大きな工事であり、地域の方の暮らしに直結する事業ですので、市民からの反応であったり、意見に応じていただいて、必要であれば追加の説明会だったり個別の説明も設けていただけることをご検討くださると幸いです。住人の方の安心と理解を得ながら事業が進むように、丁寧な情報提供をお願いしたいと思います。

それでは、要旨2です。羽黒地域の活性化に向けた市の方針についてお伺いします。

本当に先ほどから申し上げていますように、平成24年から13年、議会でも繰り返し取り上げられてきました。本当に議会だよりをきっかけと先ほど私も申し上げたんですが、若い世代の方からも、蟻屋長塚線という地名がもうぴったり入った言葉で、反応が出ております。実際に生活がどう変わるのがというところには、まだちょっとイメージが湧いていないというか、地域がどう変わるのがというのにも、羽黒の方からの声が寄せられております。

そこで伺います。蟻屋長塚線の開通による効果についてです。

羽黒でずっと暮らしている方にとっては、あそこは抜け道だから行けるねとか、ここなら通れるねといったちょっと肌感覚があって、生活の中で工夫されながら移動がされておるのが現実です。

しかし、羽黒以外から住まうようになった若いママさん、パパさん、あと羽黒の方面に来たい市外の方から、この県道に出たいんだけど、どこを通っていいか分からんとか、小さい踏切が多くて、ちょっと通るのが怖かったから、遠回りしてきたわとか、歩行者との距離が狭かったわというような声を聞きます。私はGoogleマップでここをみると、大きな車でも通れるよと。住まう方の所有する車がどんどん大きくなっているので、そういう声も聞くようになったのかなとは思うんですが、このような生活実感の違いや不安を解消するためにも、蟻屋長塚線の整備が持つ意義は大変大きいのだと思います。

そこで改めて、蟻屋長塚線の開通が市民生活にもたらす効果について、具体的にお聞かせいただけたらと思います。質問いたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

蟻屋長塚線は、市道富岡荒井線と主要地方道春日井各務原線及び一般県道斎藤羽黒線を東

西方向に結ぶ都市計画道路で、犬山市の南部ネットワークを形成する上で非常に重要な路線です。

羽黒地域における蝉屋長塚線計画地周辺の現在の交通状況は、一般県道斎藤羽黒線の蝉屋交差点で、東方向へ行き止まりのT字の交差点となっております。東部の富岡荒井線へアクセスする際には、北へ800メートルの羽黒交差点から主要地方道多治見犬山線へ迂回する必要があることから、距離もあり、非常に時間がかかっています。

また、羽黒駅北側に名古屋鉄道小牧線の踏切もあることから、さらに迂回に時間を要しています。

そのため、本路線の整備により、名古屋鉄道小牧線を高架でまたぐことで、羽黒地域の皆さんのがスムーズな東西間の移動が可能となるだけでなく、消防署南出張所からの消防車や救急車といった緊急車両の到達時間が短縮されるなど、地域の交通環境の改善により、市民の安全・安心に寄与することが期待されます。

◎議長（大沢秀教君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） ありがとうございました。本当にあつ、あそこのことだな、ああいうことだなというふうに私も描けるような、こういうところが解消するよといったことがよく分かりました。

改めて市長に再質問させていただきます。

いよいよ住民説明会を迎えるというこのタイミングです。市民は便利になるんであろうと、どういうふうに生活は変わらんだろうと、大きな期待を寄せてています。蝉屋長塚線の整備が、羽黒地域にとって、そして将来の世代の子たちにとってどのような意味を持つのか、市長の思いを改めてお聞かせいただけますようお願ひいたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 沼議員の再質問にお答えをさせていただきます。

この蝉屋長塚線の整備については、私の判断で、前倒しをして事業実施をしていることもあります。思いを持って取り組んでいます。その思いというものは、令和6年2月に供用開始をされた村中の交差点から五郎丸までの6車線化が供用開始された、国道41号の事業着手まで実は思いが遡ります。

そもそも国道41号の6車線化、皆さんから渋滞が大変だから、渋滞解消のために何とかしてほしいというのが、そもそもの始まりでした。その思いが形になって、国道41号の6車線化となりました。でも、国道41号の6車線化は、もちろん渋滞解消の道づくりではあるものの、渋滞解消だけの道づくりで終わってはならないと思っていましたし、言い続けてきました。国道41号の6車線化は犬山の新しいまちづくりであり、犬山のそれぞれの地域づくりにつなげていく道づくりでなければならないと思ってきたからであります。

そして、国道41号の6車線化が供用開始をされました。これも私が言い続けています、犬山はちょうどいいまちなんだということを申し上げています。車でも電車でも名古屋にも岐阜にも近い、国道41号も6車線化されて、アクセスもよくなつた。愛知県でも災害に強い犬

山はまだまだ新しいまちづくりができるし、企業誘致ができるんだと思っています。

だから、犬山はもっと成長できる潜在力も可能性もあるし、求心力のある犬山づくりができるんだというふうに思っています。そうした思いが背景にあって、蝉屋長塚線の道づくりに取り組んでいます。五郎丸東のまちづくりに取り組んでいるところであります。

じゃあ、どうして蝉屋長塚線なのかと申し上げますと、3つあります。

1つ目は、6車線化された国道41号に直接つながる道であり、車が相互通行をできる道路だからであります。

2つ目、T字で今は流れが止まっている。でも、新たな流れをつくるためです。

そして、3つ目、高架で長塚まで渡すことで、羽黒だけではなくて、楽田の新しい地域づくりにつながっていくというふうに思っています。だから、羽黒と楽田の道づくりの弱点であるこの東西軸の蝉屋長塚線をつくることによって、そこで強化をする。それによって道路の円滑化と利便性をすることによって、地域の生活の向上が考えられますし、そして地域の活性化につながるんだというふうに思っています。

そのために今申し上げています蝉屋長塚線と結ばれる斎藤羽黒沿線と、先ほどもお話に出ています富岡荒井沿線には今、産業集積エリアとして位置づけています。蝉屋長塚沿線エリアについては、羽黒駅から1キロメートル以内であり、市街化区域に隣接していることから、新市街地検討エリアにも位置づけているところであります。ご承知のとおりであります。ですから、蝉屋長塚線で羽黒と楽田の新しいまちづくりと、来るまち犬山から住むまち犬山づくりにつながっていく場になり得ることを私は思い描いています。

ただ、犬山の思いだけで事業実施できるものではありません。先ほどもおっしゃられたように、市民の皆さんには生活があります。蝉屋長塚線の開通後には、大きな道路状況の変化が現れますし、幹線道路としての整備効果を踏まえながら、地域の皆さんと一緒に取り組んでいかなければならないと思っています。丁寧に向き合っていかなければならないと思っています。そんな思いを持ちながら、犬山の新しいまちづくり、羽黒・楽田の新しいまちづくりのため、地元の皆さんと一緒に考え、取り組んでいきたいと思っていますので、どうぞ沼議員にもご指導いただきますように、引き続きお願いを申し上げます。そんな思いであります。

以上です。

◎議長（大沢秀教君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） 力強いお言葉をいただき、ありがとうございます。私も地元議員の一人として、しっかり後押しできるよう尽力していきたいと思います。ありがとうございます。これで一般質問を終わります。

◎議長（大沢秀教君） 14番 沼 靖子議員の質問は終わりました。

お諮りいたします。本日の一般質問はこれをもって打ち切り、明日9日午前10時から本会議を開いたしまして、一般質問を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起る〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認め、さよう決しました。

* * * * *

◎議長（大沢秀教君） 本日は、これをもって散会いたします。

午後2時44分 散会